

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校
通学区域の見直しに関する方針

令和4年8月

市川市教育委員会

はじめに

1. はじめに

本市の児童生徒数は昭和 58 年の 51,517 人をピークに減少傾向となっており、全国的な人口減少や少子高齢化の影響により、長期的には減少していくものと予測されます。

そして、情報化の進展やグローバル化などにより、社会の在り方が変容する中で、学校を取り巻く環境も大きく、また急速に変化しています。



このように変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい時代にあっても、子どもたちが持続可能な社会の創り手となることができるよう、学校教育には、学校施設やそれに関係する諸条件といった学校環境を整えていくことが求められています。

その一つである通学区域は、児童生徒の登下校の安全はもとより、学校の規模や小中学校の連続性などの教育条件に影響を与えるとともに、自治会をはじめとした地域活動などの基盤となるものであり、子どもや地域の将来に大きく関わる重要な制度です。

新しい時代に求められる学校教育や社会に開かれた教育課程を実現するためには、最適な通学区域の設定が不可欠であり、そのためには、現行の通学区域を多角的な視点から検証するとともに、地域の実情等を踏まえながら、家庭・学校・地域が連携して見直しを進めていく必要があります。

このことから、通学区域の見直しにあたっては、審議会などから様々なご意見をいただきながら、具体的な検討を進めるとともに、学校や地域と丁寧な調整を図りながら、最適な通学区域を実現してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

市川市教育委員会教育長 田中 庸恵

2. 策定の背景

通学区域は、適切な学校環境の基で、子どもの学びを保障し、通学の安全確保や学校規模の適正化を図るとともに、学校と地域が一体となって子どもを育む体制を整えることを目的に設定されたものです。

しかしながら、今般の児童生徒数の変動や都市基盤整備等により、現状の通学区域は、地域的な児童生徒数の偏在によって学校規模に差が生じていることや、多くの中学校ブロックで、その中学校とブロック内の小学校の通学区域の一部が一致しておらず、「学び」と「育ち」の連続性を大切にし、小中一貫教育を推進する本市においては、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学していることが課題として顕在化してきております。

このような状況を踏まえ、平成 30 年 3 月に『市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針』を策定し、学校規模の適正化や小中学校の連続性を確保するための方策の一つとして、学校施設の建替えを行う際を中心に、通学路の安全や自治会の区分等に留意しつつ、小中学校の一致を目的とした通学区域の見直しを検討することとしました。

通学区域の見直しにあたっては、現状の通学区域の課題を検証した上で、地域の実情等を踏まえつつ、地域等と十分な協議、調整を行いながら進めることが重要です。

このような背景から、本市教育委員会は、最適な通学区域の設定を目的とする『市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針』について、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会に諮問を行い、見直しの視点や流れ等について、答申をいただきました。

本市教育委員会では、この答申を尊重し、学校施設の建替え時に各学校の通学区域の見直しを行う際の指針として、次のとおり『市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針』を示します。

3. 方針の構成

本方針は、通学区域の見直しを行う際のルール等を示した「通学区域の見直し方針」とそれに基づき、作成した中学校ブロックごとの通学区域を示した「通学区域の再編案」、策定の経緯等をまとめた「資料編」で構成します。

目 次

1 通学区域の見直し方針	・ ・ ・ ・ ・	P1
1-1 児童生徒数等の現状と推計	・ ・ ・ ・ ・	P3
1. 児童生徒数、学級数	・ ・ ・ ・ ・	P4
2. 学校規模	・ ・ ・ ・ ・	P6
1-2 通学区域の現状と課題	・ ・ ・ ・ ・	P7
1. 通学区域の意義	・ ・ ・ ・ ・	P8
2. 通学区域の現状と課題	・ ・ ・ ・ ・	P9
1-3 通学区域の見直しのルール等	・ ・ ・ ・ ・	P11
1. 見直しの視点、留意点	・ ・ ・ ・ ・	P12
2. 見直しの流れ	・ ・ ・ ・ ・	P13
3. 通学区域の再編案の作成及び見直し	・ ・ ・ ・ ・	P14
4. 通学区域決定までの手続き	・ ・ ・ ・ ・	P15
5. 通学区域の決定及び適用の時期	・ ・ ・ ・ ・	P16
6. 経過措置	・ ・ ・ ・ ・	P17
7. 指定学校変更制度	・ ・ ・ ・ ・	P18
8. 通学区域の見直しの推進にあたって	・ ・ ・ ・ ・	P20
2 通学区域の再編案	・ ・ ・ ・ ・	P21
1. 第一中学校ブロック	・ ・ ・ ・ ・	P22
2. 第二中学校ブロック	・ ・ ・ ・ ・	P26
3. 第三中学校ブロック	・ ・ ・ ・ ・	P30
4. 第四中学校ブロック	・ ・ ・ ・ ・	P34
5. 第五中学校ブロック	・ ・ ・ ・ ・	P38
6. 第六中学校ブロック	・ ・ ・ ・ ・	P42
7. 第七中学校ブロック	・ ・ ・ ・ ・	P46
8. 第八中学校ブロック	・ ・ ・ ・ ・	P50
9. 下貝塚中学校ブロック	・ ・ ・ ・ ・	P54
10. 高谷中学校ブロック	・ ・ ・ ・ ・	P58
11. 福栄中学校ブロック	・ ・ ・ ・ ・	P60
12. 東国分中学校ブロック	・ ・ ・ ・ ・	P64
13. 大洲中学校ブロック	・ ・ ・ ・ ・	P68
14. 南行徳中学校ブロック	・ ・ ・ ・ ・	P72
15. 妙典中学校ブロック	・ ・ ・ ・ ・	P76
16. 塩浜学園	・ ・ ・ ・ ・	P80
17. 複数の中学校区に分かれている自治会	・ ・ ・ ・ ・	P84
3 資料編	・ ・ ・ ・ ・	P85
1. 策定の経緯	・ ・ ・ ・ ・	P86
2. 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域 審議会条例	・ ・ ・ ・ ・	P87
3. 諮問書	・ ・ ・ ・ ・	P89
4. 答申書	・ ・ ・ ・ ・	P91

1 通学区域の見直し方針

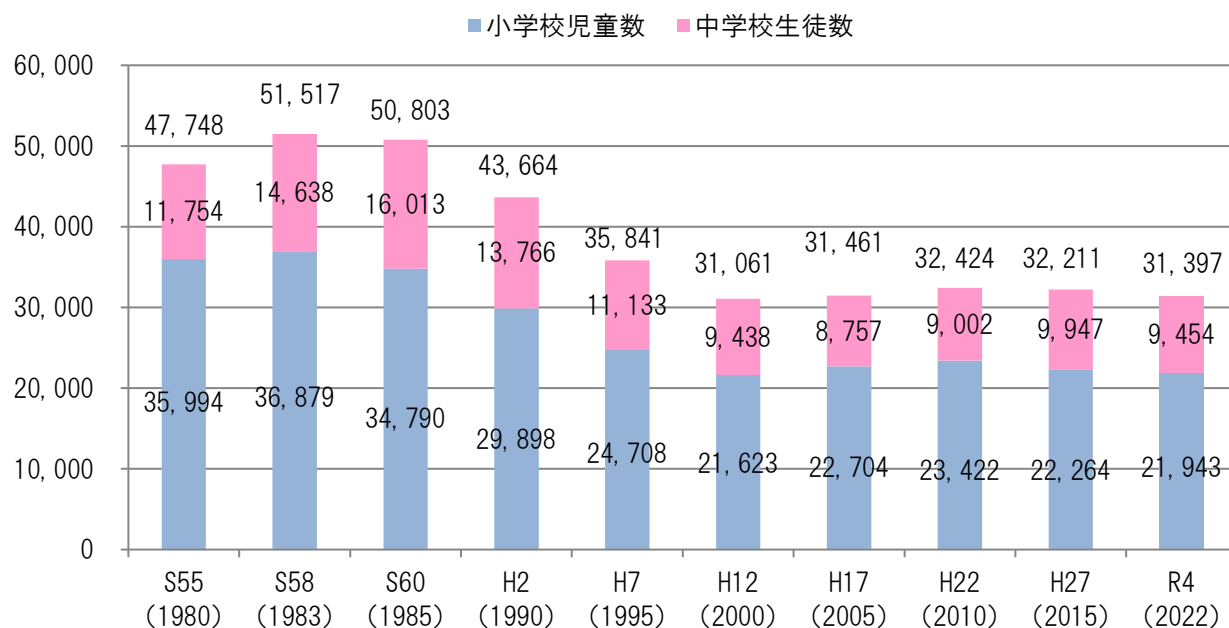
1 - 1 児童生徒数等の現状と推計

1. 児童生徒数、学級数

(1) 児童生徒数、学級数の推移（須和田の丘支援学校、夜間学級は除く）

本市の児童生徒数は、第2次ベビーブームの影響により、増加を続け、昭和58年に51,517人（小学校：36,879人、中学校：14,638人）と過去最高となりました。

その後は、少子化の影響により減少傾向となっており、令和4年5月1日現在の児童生徒数は31,397人（小学校：21,943人、中学校：9,454人）となっています。



<児童生徒数>

	S55 (1980)	S58 (1983)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R4 (2022)
小学校	35,994	36,879	34,790	29,898	24,708	21,623	22,704	23,422	22,264	21,943
中学校	11,754	14,638	16,013	13,766	11,133	9,438	8,757	9,002	9,947	9,454
合計	47,748	51,517	50,803	43,664	35,841	31,061	31,461	32,424	32,211	31,397

<学級数>

	S55 (1980)	S58 (1983)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R4 (2022)
小学校	899	917	884	855	745	681	719	782	757	769
中学校	279	339	374	353	319	266	260	276	311	271
合計	1,178	1,256	1,258	1,208	1,064	947	979	1,058	1,068	1,040

（２）児童生徒数、学級数の推計（須和田の丘支援学校、夜間学級、特別支援学級は除く）

今後の児童生徒数を現在の 0 歳児から 5 歳児までの人口を基に推計した場合、令和 10 年の児童生徒数は 31,849 人（小学校：22,050 人、中学校：9,844 人）になると予測されています。

本市の児童生徒数は短期的には、一時的な増加はあるものの、長期的にみれば、全国的な人口減少と少子高齢化の影響により減少していくものと予測されます。

なお、令和 2 年国勢調査結果を基に新たな将来人口推計が行われた際には、それを活用し、児童生徒数、学級数の推計についても見直しを行うこととします。

<児童生徒数（推計）>

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
小学校	21,697	21,804	22,080	22,262	22,082	22,050
中学校	9,187	9,236	9,261	9,310	9,623	9,844
合計	30,884	31,040	31,341	31,572	31,705	31,894

<学級数（推計）>

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
小学校	722	734	748	752	746	742
中学校	270	272	275	273	284	291
合計	992	1,006	1,023	1,025	1,030	1,033

2. 学校規模

(1) 現状の学校規模

平成 30 年 3 月に策定した『市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針』では、少子化の進展による学校の過度な小規模化がもたらす教育条件への影響等を考慮し、規模による課題の最小化や新学習指導要領に示されている主体的・対話的で深い学びの実現、専任の教務主任の確保や教職員の十分な育成を図ることができる小中学校の適正規模を概ね 12 学級から 18 学級（普通学級数）としました。

令和 4 年 5 月 1 日現在、53 校ある市立小中学校のうち、小学校 24 校、中学校 5 校で学級数が 18 学級を超えています。一方、学級数が 12 学級未満の小規模校は 5 校あり、二俣小学校が 7 学級、大町小学校が 6 学級、北方小学校が 11 学級、稲越小学校が 8 学級、東国分中学校が 9 学級となっています。

(2) 今後の学校規模

人口減少と少子高齢化の影響により、今後、本市の児童生徒数は減少し、大規模校については、将来的には大部分が適正規模の範囲に収まると予測されます。

一方、小規模校については、その対象となる学校数が増加することや小規模化の更なる進行が懸念されることから、学校の実情を踏まえて、規模による課題を軽減させるための方策を適切に講じていく必要があります。

1 - 2 通学区域の現状と課題

1. 通学区域の意義

教育委員会は、保護者の就学義務を円滑に履行させるため、就学予定者が就学すべき小学校又は中学校を指定することとされています。（学校教育法施行令第5条）

また、学校の指定に関しては、その指定が恣意的に行われたり、いたずらに不公平感を与えたりすることがないように、学校ごとに通学区域を設定しているケースが多く、本市でも適切な学校環境の基で、子どもの学びを保障し、通学の安全確保や学校規模の適正化を図るとともに、学校と地域が一体となって子どもを育む体制を整えることを目的に通学区域を設定し、これに基づき、就学すべき学校を指定しています（以下、「指定学校」という。）。

一方で、国は、この就学校指定に係る制度の運用に際して、地域の実情や保護者の意向に十分配慮し、児童生徒の具体的な事情に応じて対応することが肝要であるとし、指定学校変更の運用については、教育上の影響等に留意しつつ、弾力的な運用を促しています。

この基で、制度の適切な活用が一層進むよう、その周知や変更を相当と認める具体的な事由について公表することなどを要請しています。

これを受け、本市では、保護者からの申請に基づき、一定の条件に該当する場合には、居住する住所の通学区域に基づき、指定される小学校、中学校及び義務教育学校を変更できることとしています。

<参考>

1 通学区域に関する規定（学校施設整備指針）

- 児童生徒が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。
- 隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する中学校（小学校）の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。
- 通学区域を設定する場合には、児童生徒の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。

2 通学経路に関する規定（学校施設整備指針）

- 交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。

3 通学距離の規定（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令）

- 小学校は概ね 4 km
- 中学校は概ね 6 km

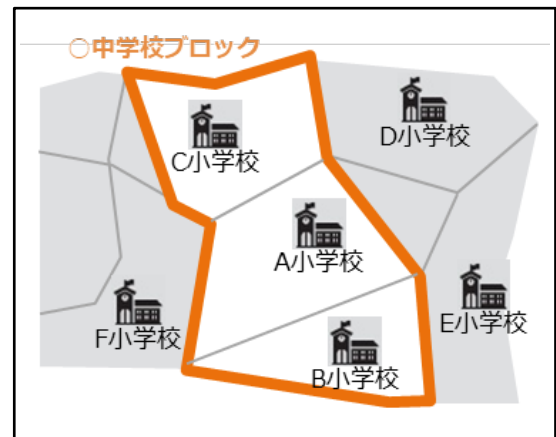
2. 通学区域の現状と課題

(1) 小学校と中学校の通学区域の不一致

義務教育 9 年間の学びを支える環境を実現するためには、小中学校の通学区域は一致していることが望ましいといわれています。

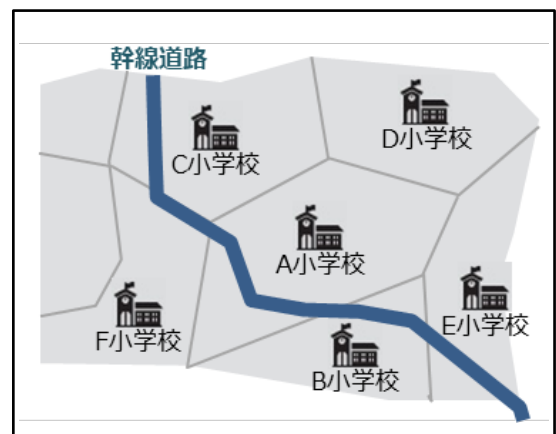
しかしながら、本市では多くの中学校ブロックで、その中学校とブロック内の小学校の通学区域の一部が一致しておらず、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学しています。

また、通学区域の弾力的運用として、指定学校変更制度を設けていますが、中学校ブロックを単位とした学びと育ちの連続した環境づくりと適正配置の方策の効果を担保するためには、制度の在り方について検討を行う必要があります。



(2) 通学路の安全確保

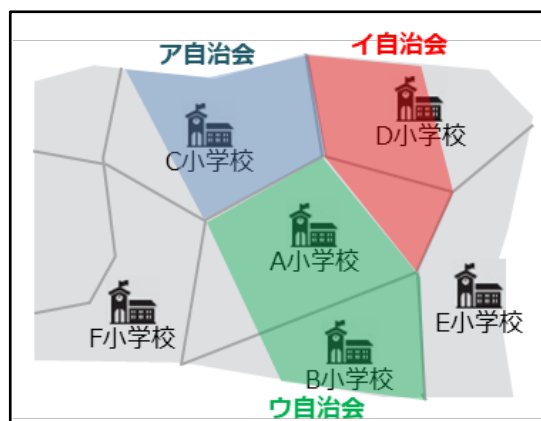
東京外郭環状道路や都市計画道路をはじめとした幅員が広く、交通量の多い道路の整備が進むなど、児童生徒の通学環境が変化する中で、通学路の安全対策を計画的かつ継続的に実施する必要があります。



（３）通学区域による地域コミュニティの分断

学校開校時の立地状況や学校規模、歴史的な背景などにより、現状の通学区域は、自治会などを基盤とした地域コミュニティを分断している地域があります。

このことにより、地域コミュニティの形成や地域行事、子ども会の活動などに支障をきたす場合も懸念されます。

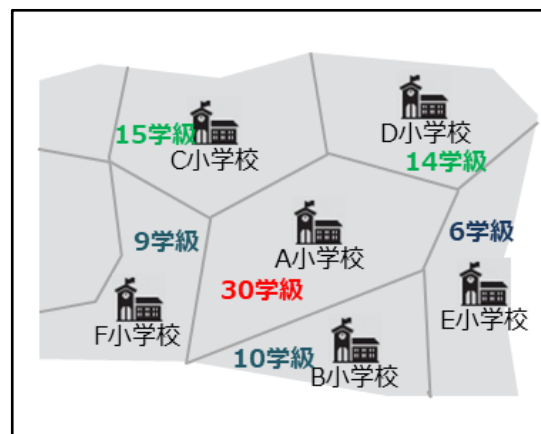


（４）学校規模の差

『市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針』では、小中学校の通常学級の適正な学級数を概ね 12 学級から 18 学級としているが、地域的な児童生徒数の偏在によって、特定の学校が小規模化あるいは大規模化することで、学校規模に差が生じてきています。

小規模校と大規模校には、それぞれ利点と課題があり、小規模校には、きめ細かな指導が行いやすいなどの利点がある一方で、児童生徒が生きる力を育むために多様な考えに触れたり、切磋琢磨したりすることのできる一定規模の集団が確保されにくいなど、多様な意見の中で新たな価値を創造する観点からは、教育条件への影響が懸念されます。

大規模校には、多様なグループ活動が可能なことなどの利点があるが、学校行事等において係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が減少することなどが懸念されます。



（５）通学距離

現状の通学距離は、適切な学校規模の条件として国が示す通学距離の規定（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令）に照らし、適正な距離となっていますが、現状より広い通学区域を設定した場合には、遠方の学校に通学する児童生徒の登下校時の安全の低下や身体的な負担増が懸念されます。

1 - 3 通学区域の見直しのルール等

1 見直しの視点、留意点

本市の児童生徒数や学級数の推移、学校規模、通学区域の課題等を踏まえ、通学区域の見直しを進める上での、「視点」と「留意事項」を以下のとおり定めます。

視点1 小中学校の連続性

子どもの学びと育ちの連続性を重要とし、小中学校の連続性（9年間の義務教育）を確保するため、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学することがないよう、原則として、小中学校の通学区域を一致させることとします。

視点2 通学路の安全性

交通量の多い幹線道路などには、横断歩道や歩道橋などの必要な安全対策を講じることが前提となりますが、道路の構造上の理由等により、安全対策を講じることが困難な場合は、可能な限り、当該道路を通学区域の境界とすることとします。

視点3 地域コミュニティのつながり

自治会等の一体性を様々な制度において確保することは、地域コミュニティの活性化や地域の防災力の向上につながることから、自治会単位で通学区域を編成することが望まれます。

このため、地域コミュニティや防災への影響を考慮し、可能な限り、自治会単位で通学区域を編成することとします。

視点4 学校規模の是正

学校規模の差によって、教育条件や教育環境に不均衡が生じないように、小規模校の是正を行うなど、可能な限り、規模の適正化を図ることとします。

留意事項 通学距離

本市の通学距離は概ね適正な距離となっていますが、引き続き、児童生徒の登下校時の安全確保と身体的負担の軽減を図るため、小学校では4km以内、中学校では6km以内となるよう通学距離に留意することとします。

2 見直しの流れ

以下の流れに沿って、通学区域の再編案を作成することとします。

①小中学校の通学区域の一致（視点1 小中学校の連続性）

中学校ブロック単位で、原則として、中学校の通学区域を小学校の通学区域に合わせます。

義務教育学校などの小中一貫教育を推進するための方策の検討が行われている中学校ブロックは、中学校の通学区域を、原則として、その対象となっている小学校の通学区域に合わせます。



②通学路の安全確保（視点2 通学路の安全、留意事項 通学距離）

道路の構造上の理由等により、交通量の多い幹線道路などに安全対策を講じることが困難な場合は、通学距離に留意しながら、可能な限り、当該道路を通学区域の境界とします。



③学校規模の是正（視点3 地域コミュニティのつながり、視点4 学校規模の是正）

隣接する学校が大規模校（19学級以上の学校）と過小規模校（小学校6学級、中学校9学級以下）となる場合は、規模の是正を目的に、可能な限り、自治会単位で通学区域を編成します。

3 通学区域の再編案の作成及び見直し

「見直しの流れ」に沿って、中学校ブロックごとに通学区域の再編案を作成し、それを基に学校運営協議会で協議、調整を行うこととします。

学校運営協議会での協議、調整の結果、通学区域の再編案に見直しが必要となった場合には、それを踏まえ、全体の再編案を修正することとします。

ただし、この手続きに沿って、新たな通学区域を既に決定した学校の通学区域については、原則、修正の影響は及ばないものとします。

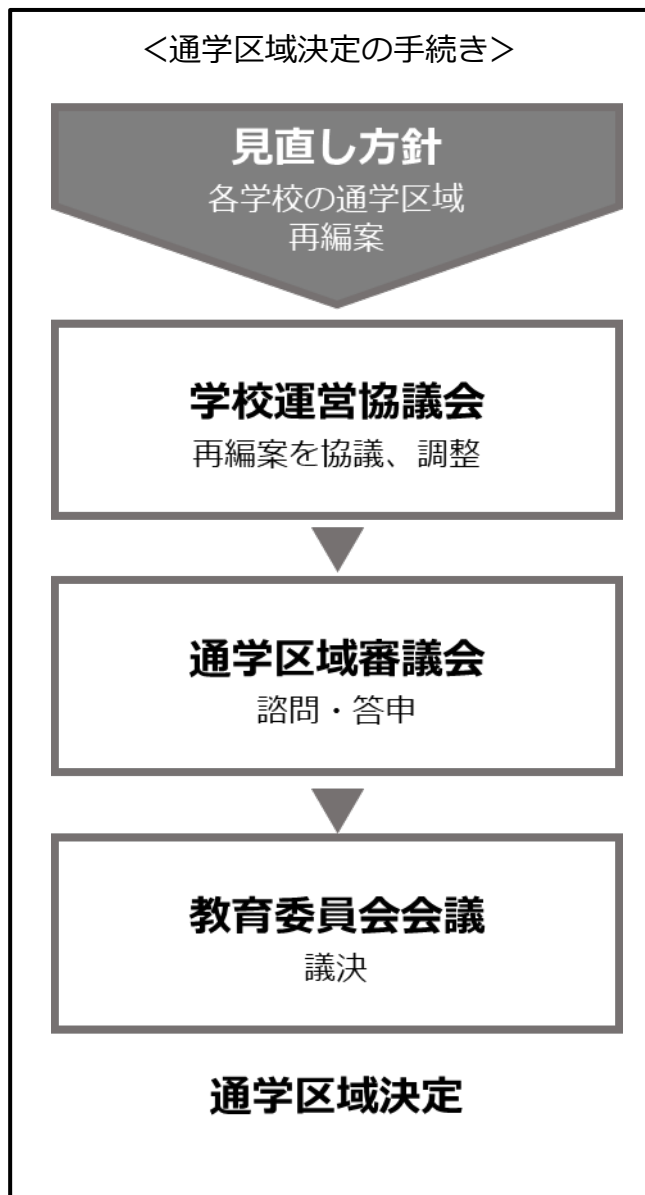
4 通学区域決定までの手続き

通学区域の見直しは、児童生徒の学校生活や地域活動などへ影響を与えることから、学校や地域の様々な条件を考慮しながら、実情に即した見直しを行うことが求められています。

また、通学区域の見直しが、児童生徒の充実した学校生活の実現と地域の活性化につながるよう、地域等と丁寧に協議、調整を行いながら、適切に進めることが重要です。

このことから、各学校の新たな通学区域の決定にあたっては、通学区域の変更により、影響のある学校の学校運営協議会において、「通学区域の再編案」を基に、協議、調整を行うこととします。

その上で、教育委員会は、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会に「通学区域の設定」について、諮問し、審議会の答申を踏まえ、教育委員会会議に「通学区域の決定」について、議案を提出し、議決を得て、新たな通学区域を決定することとします。



なお、「現行の通学区域」と「通学区域の再編案」が同じ場合であっても、通学区域を決定した当時の背景や要因が現在とは異なることから、この流れに沿って、通学区域の変更がないことを決定することとします。

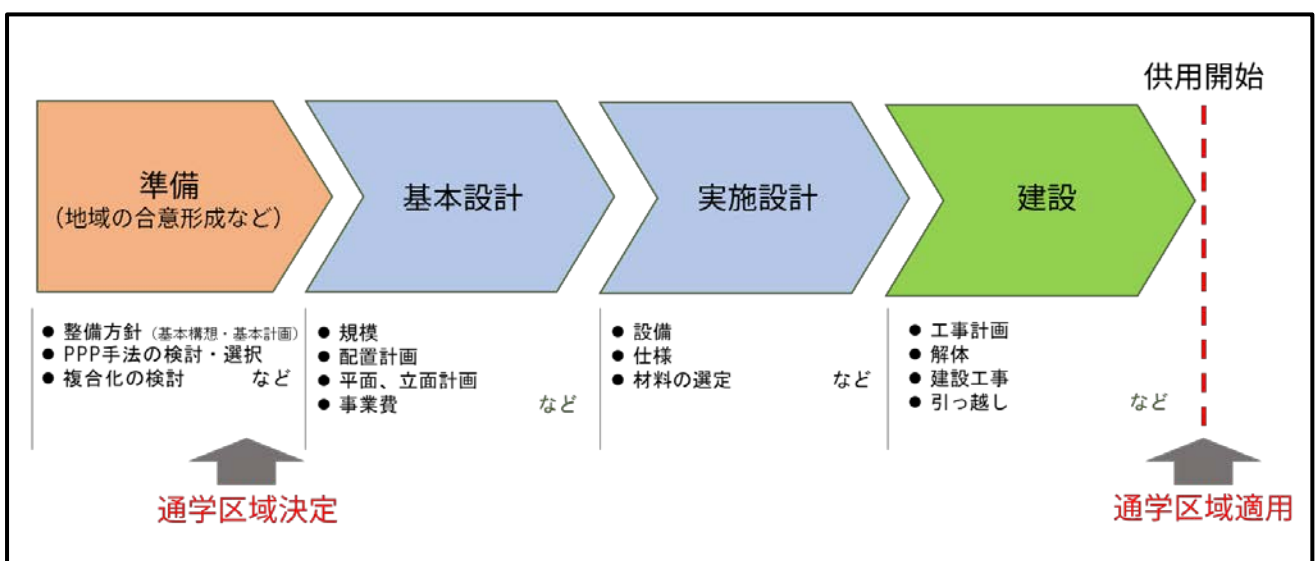
5 通学区域の決定及び適用の時期

新たな通学区域を決定する対象は、学校施設の建替えを行う学校とし、通学区域は、建替え後の学校規模に影響を与えることから、原則、建替え後の学校規模の決定（基本構想・基本計画の策定）前までに、新たな通学区域を決定します。

新たな通学区域を決定したことにより、区域外となった地域についても、就学予定者が就学すべき学校を指定する必要があることから、新たな通学区域の決定と合わせて、区域外となった地域の通学区域も決定することとします。

また、通学区域の変更内容や効力発生時期等について、適切な方法で周知を行った上で、建替え後の学校施設の供用開始と合わせて、決定した通学区域を適用することとします。

<学校施設の建替えの進め方>



6 経過措置

望ましい学校環境を実現するため、通学区域の見直しを着実に進めながらも、児童生徒や保護者、地域への影響をできる限り少なくするため、慎重な対応が必要となります。

そこで、通学区域の変更に伴い、指定学校が変更となった児童生徒については、原則以下の経過措置を設けることとします。

＜経過措置＞

- ①在校生は、卒業まで旧通学区域の指定学校への通学を可能とします。
- ②兄弟姉妹が旧通学区域の指定学校に在籍している場合、対象の児童生徒は、卒業まで旧通学区域の指定学校への入学・通学を可能とします。
- ③旧通学区域の指定学校から新通学区域の指定学校への転校はいつでも可能とします。

※その他、地域の実情を踏まえ、学校運営協議会で協議、調整を行いながら必要な経過措置を学校ごとに検討することとします。

7 指定学校変更制度

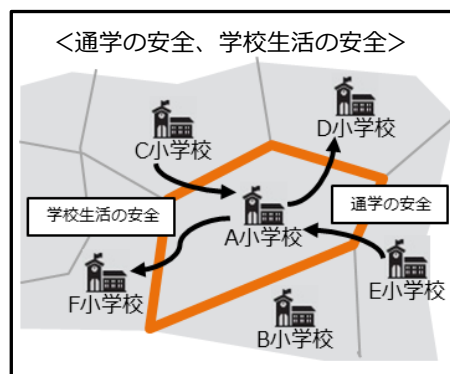
本市は、保護者の就学義務を円滑に履行させるため、通学区域を設定し、就学予定者が就学すべき学校を指定しています。

一方、児童生徒の具体的な事情に応じた対応ができるよう、保護者からの申請に基づき、一定の条件に該当する場合には、居住する住所の通学区域に基づき、指定される学校を変更できることとしています。（指定学校変更制度）

中学校ブロックを単位とした学びと育ちの連続した環境づくりと適正配置の方策の効果を担保するため、新たな通学区域決定後の指定校変更制度の基本的な考え方については、原則以下のとおりとします。

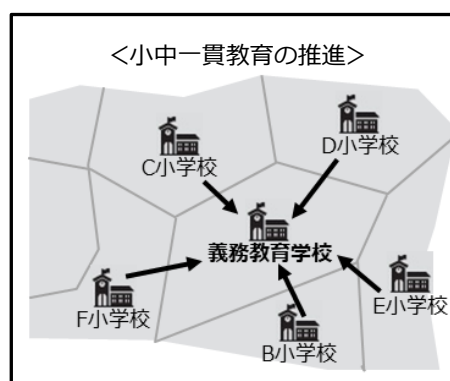
<基本的な考え方>

- ・通学（距離等）や学校生活（いじめ等）の安全に特段の配慮を要する場合に限り、指定学校を変更できるものとします。



- ・小中一貫教育推進の観点から、義務教育学校等への就学を希望し、通学距離などの一定の基準を満たした場合は、指定学校を変更できるものとします。

ただし、義務教育学校等の施設に余裕がなく、受け入れが困難な場合は、抽選等により就学を決定することとします。



<効力発生時期>

新たな通学区域決定後の指定学校変更制度の効力発生時期については、通学区域の変更がある学校においては、新たな通学区域の適用時とし、通学区域の変更がない学校においては、建替え後の学校施設の供用開始時とします。

＜許可基準等＞

指定学校を変更し、居住する中学校ブロックと異なる中学校ブロックの小学校に就学した児童が、その小学校が属する中学校ブロックの中学校への就学を希望した場合の取り扱いや指定校変更に関わる具体的な許可基準等については、この基本的な考え方や「指定学校変更制度等の見直しについて（答申）」を踏まえ、別途定めることとします。

8 通学区域の見直しの推進にあたって

通学区域の見直しは、児童生徒の学校生活や地域活動などへ影響を与えることから、学校や地域の様々な条件を考慮し、丁寧に協議、調整を行うことで、保護者、地域住民に十分な理解と協力をいただきながら、進めることが大切です。

また、全市的な通学区域の見直しは、長期に及ぶことから、社会の動向等に注視し、適宜、見直しを行いながら、適切に進めていくこととします。

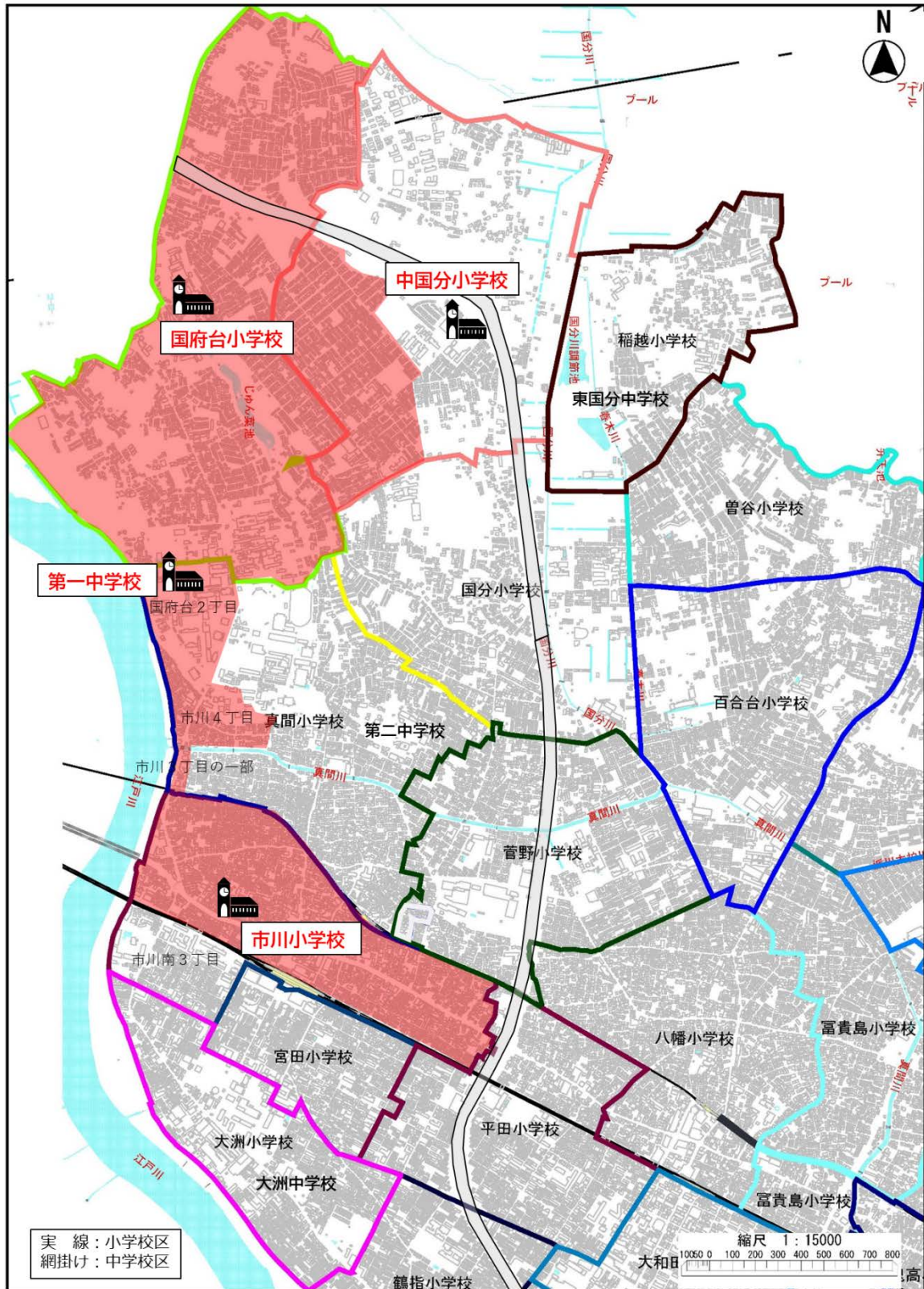
2 通学区域の再編案

※本方針で示す中学校ブロックは通学区域の再編案のためのものであり、現在の中
学校ブロックと必ずしも一致するものではありません。

1-1 第一中学校ブロック（第一中学校、市川小学校、国府台小学校、中国分小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 市川小学校、中国分小学校、真間小学校（第二中学校ブロック）
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険個所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜分断された自治会数（中学校区）＞ 6 自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	市川小は大規模校となっている。 ＜学級数（令和 2 年度）＞ 第一中⑱、市川小⑳、国府台小⑱、中国分小⑱
通学距離	通学距離は適正である。 ＜通学距離＞ 小学校は 4 km 以内、中学校は 6 km 以内となっている。

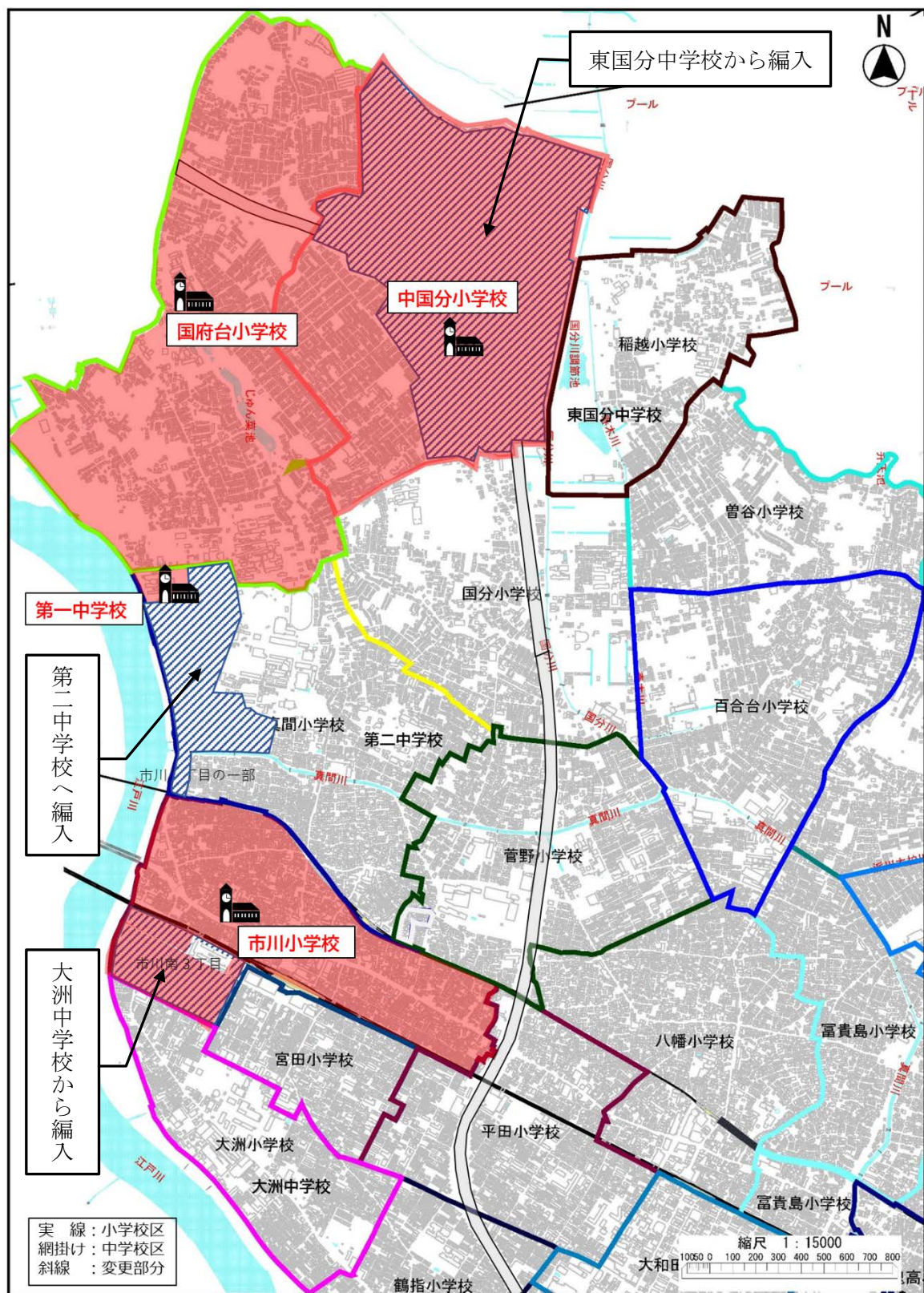
＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、第一中学校の通学区域を市川小学校、国府台小学校、中国分小学校の通学区域に合わせます。
- 隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模を是正するための見直しは行わないこととします。（大規模校は将来的には大部分が適正規模となる見込み。）
- 地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

1-2 第一中学校ブロック（第一中学校、市川小学校、国府台小学校、中国分小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。 
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。 
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する。 
学校規模の是正	市川小は大規模校となっている。 ＜隣接校の状況＞ 大規模校と隣接している過小規模校はない。 
通学距離	通学距離は適正である。 

＜見直しの手続き＞

- 各小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 第一中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

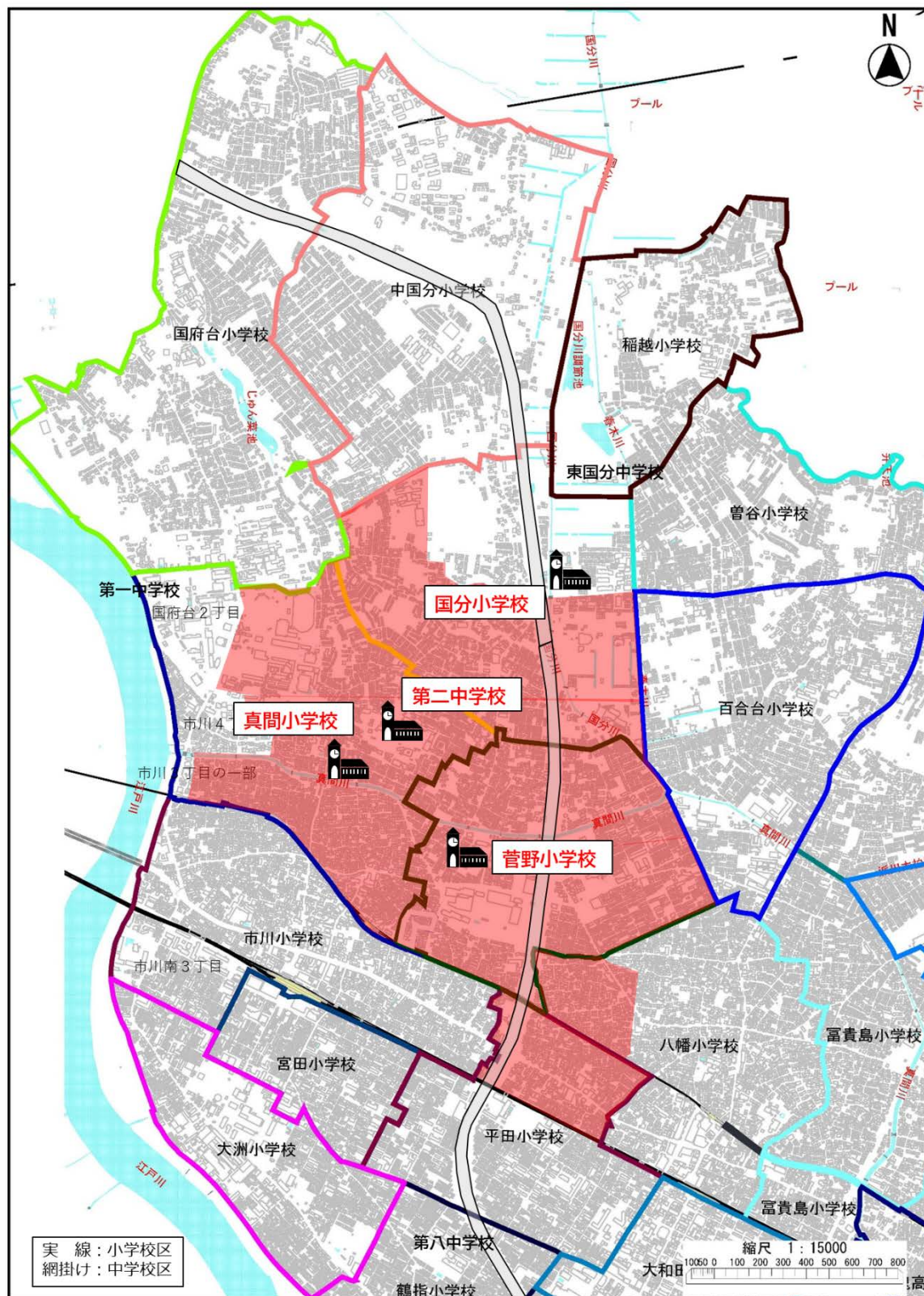
- ・ 第一中学校、市川小学校、国府台小学校、中国分小学校
- ・ 第二中学校、真間小学校
- ・ 大洲中学校
- ・ 東国分中学校

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

2-1 第二中学校ブロック（第二中学校、真間小学校、菅野小学校、国分小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 真間小学校、国分小学校、八幡小学校（第三中学校ブロック）、平田小学校（第八中学校ブロック）
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜分断された自治会数（中学校区）＞ 10 自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	菅野小は大規模校となっている。 ＜学級数（令和２年度）＞ 第二中⑰、真間小⑱、菅野小⑲、国分小⑫
通学距離	通学距離は適正である。 ＜通学距離＞ 小学校は４km以内、中学校は６km以内となっている。

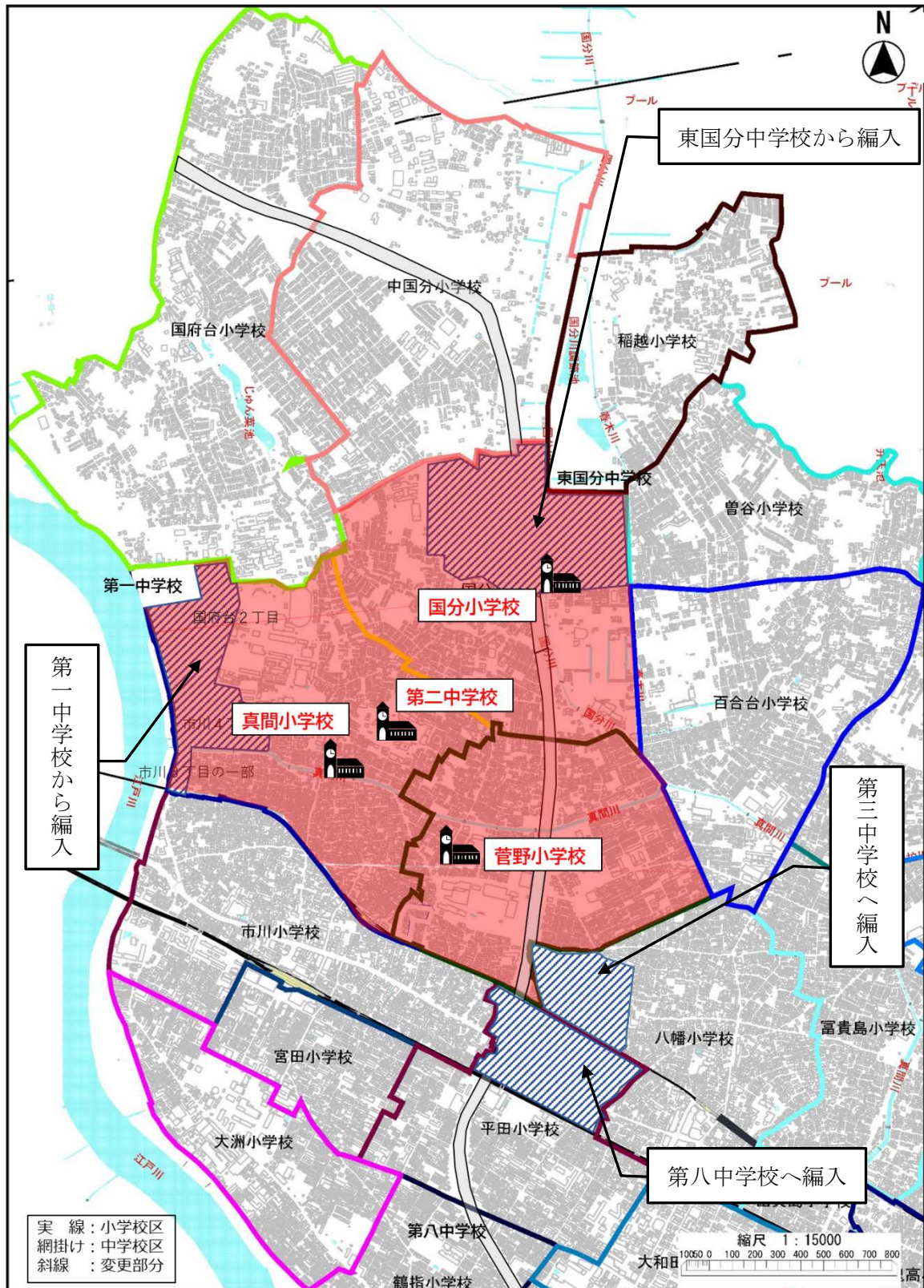
＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、第二中学校の通学区域を真間小学校、菅野小学校、国分小学校の通学区域に合わせます。
- 隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模を是正するための見直しは行わないこととします。（大規模校は将来的には大部分が適正規模となる見込み。）
- 地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

2-2 第二中学校ブロック（第二中学校、真間小学校、菅野小学校、国分小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する。
学校規模の是正	菅野小は大規模校となっている。 ＜隣接校の状況＞ 大規模校と隣接している過小規模校はない。
通学距離	通学距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 各小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 第二中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

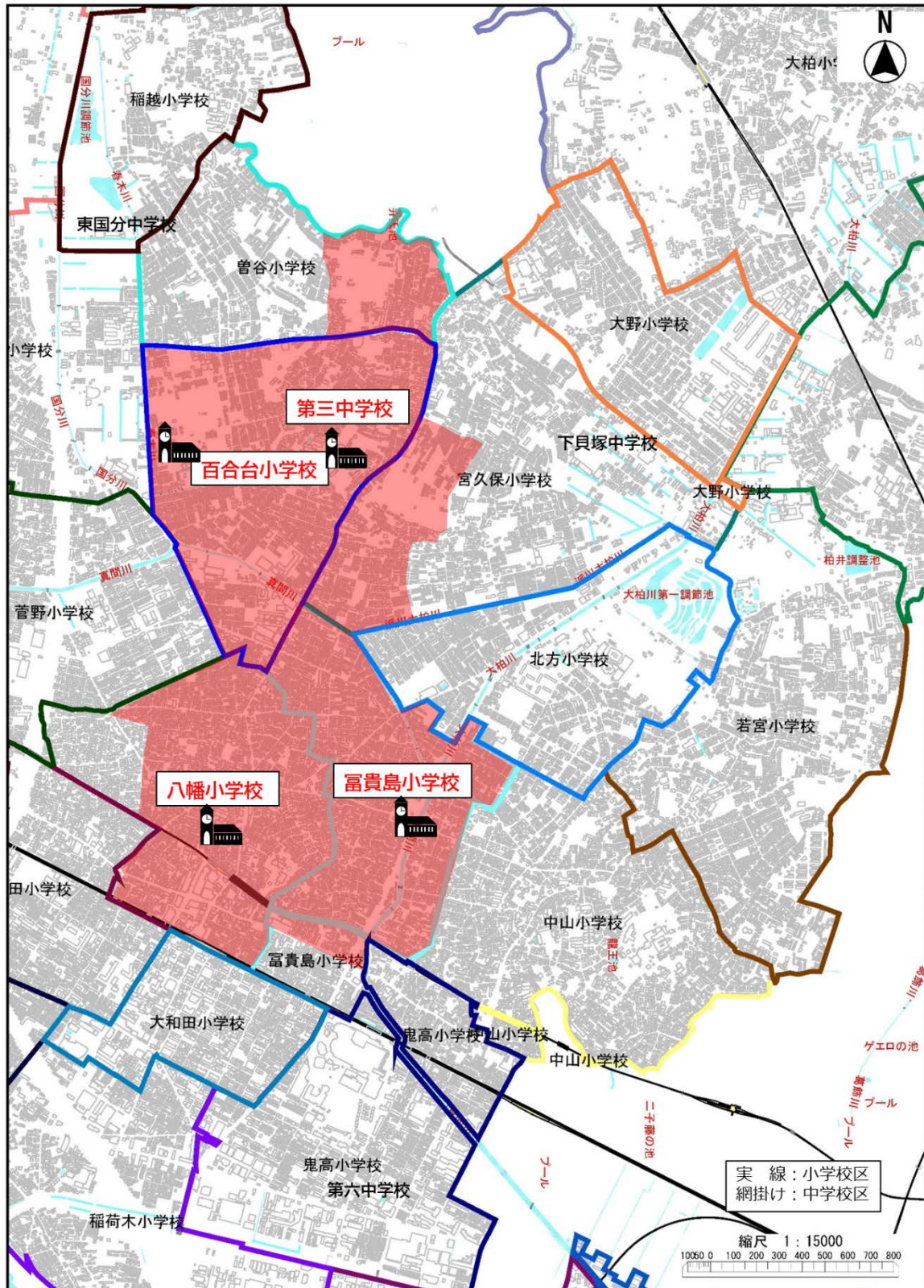
- ・ 第二中学校、真間小学校、菅野小学校、国分小学校
- ・ 第一中学校
- ・ 第三中学校、八幡小学校
- ・ 第八中学校、平田小学校
- ・ 東国分中学校

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

3-1 第三中学校ブロック（第三中学校、八幡小学校、富貴島小学校、百合台小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 八幡小学校、富貴島小学校、宮久保小学校（下貝塚中学校ブロック）、曾谷小学校（東国分中学校ブロック）
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜分断された自治会（中学校区）＞ 14 自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	すべての学校が大規模校となっている。 ＜学級数（令和２年度）＞ 第三中⑳、八幡小㉑、富貴島小㉒、百合台小㉓
通学距離	通学距離は適正である。 ＜通学距離＞ 小学校は 4 km 以内、中学校は 6 km 以内となっている。

＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、第三中学校の通学区域を八幡小学校、富貴島小学校、百合台小学校の通学区域に合わせます。
- 隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模を是正するための見直しは行わないこととします。（大規模校は将来的には大部分が適正規模となる見込み。）
- 地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する。
学校規模の是正	すべての学校が大規模校となっているものの、将来的には適正規模になると見込まれる。 ＜隣接校の状況＞ 大規模校と隣接している過小規模校はない。
通学距離	通学距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 各小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 第三中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

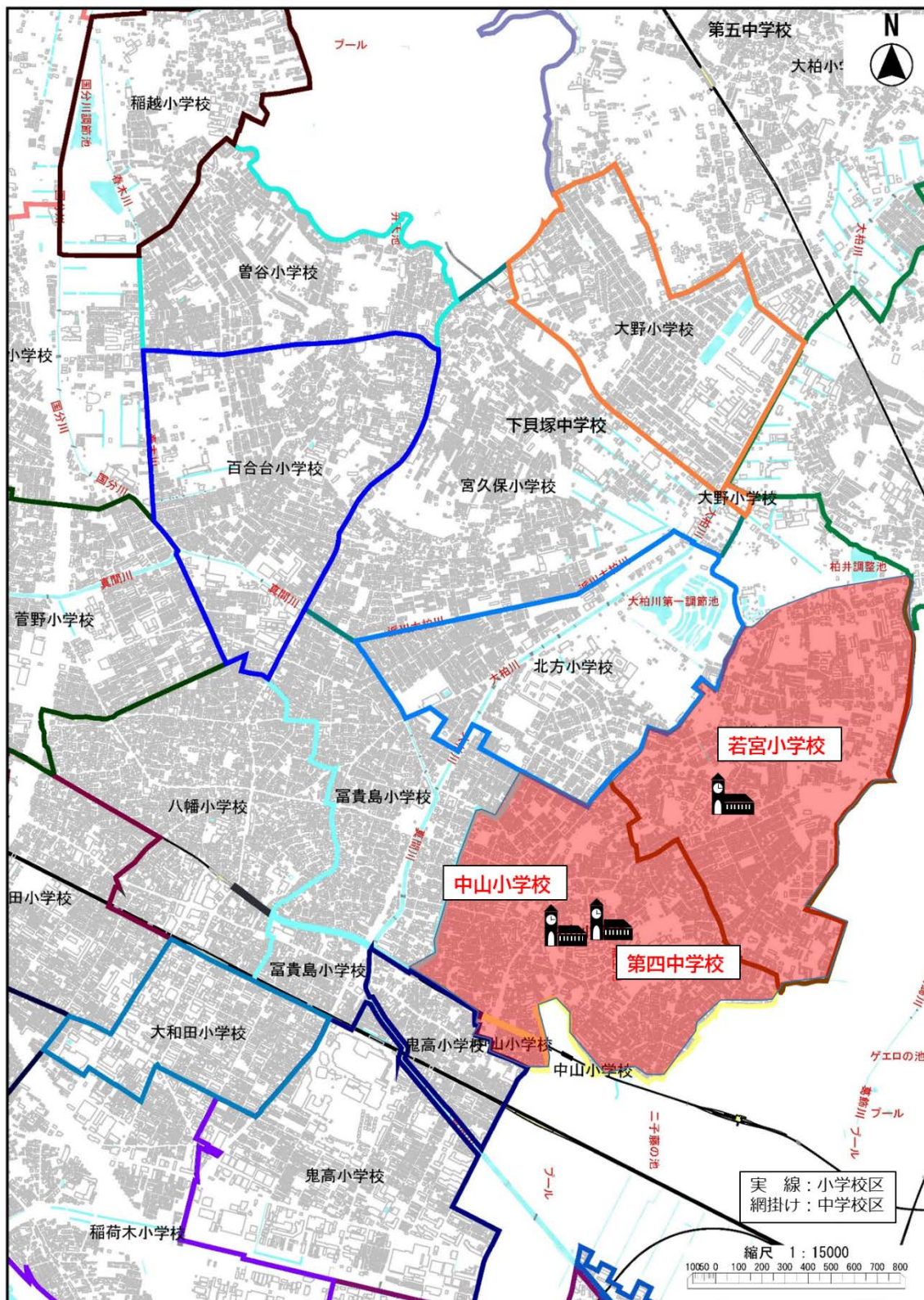
- ・ 第三中学校、八幡小学校、富貴島小学校、百合台小学校
- ・ 第二中学校
- ・ 第六中学校
- ・ 東国分中学校、曾谷小学校
- ・ 下貝塚中学校、宮久保小学校

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

4-1 第四中学校ブロック（第四中学校、中山小学校、若宮小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 若宮小学校
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜分断された自治会（中学校区）＞ 7 自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	中山小と若宮小が大規模校となっている。 ＜学級数（令和 2 年度）＞ 第四中⑯、中山小⑱、若宮小⑱
通学距離	通学距離は適正である。 ＜通学距離＞ 小学校は 4 km 以内、中学校は 6 km 以内となっている。

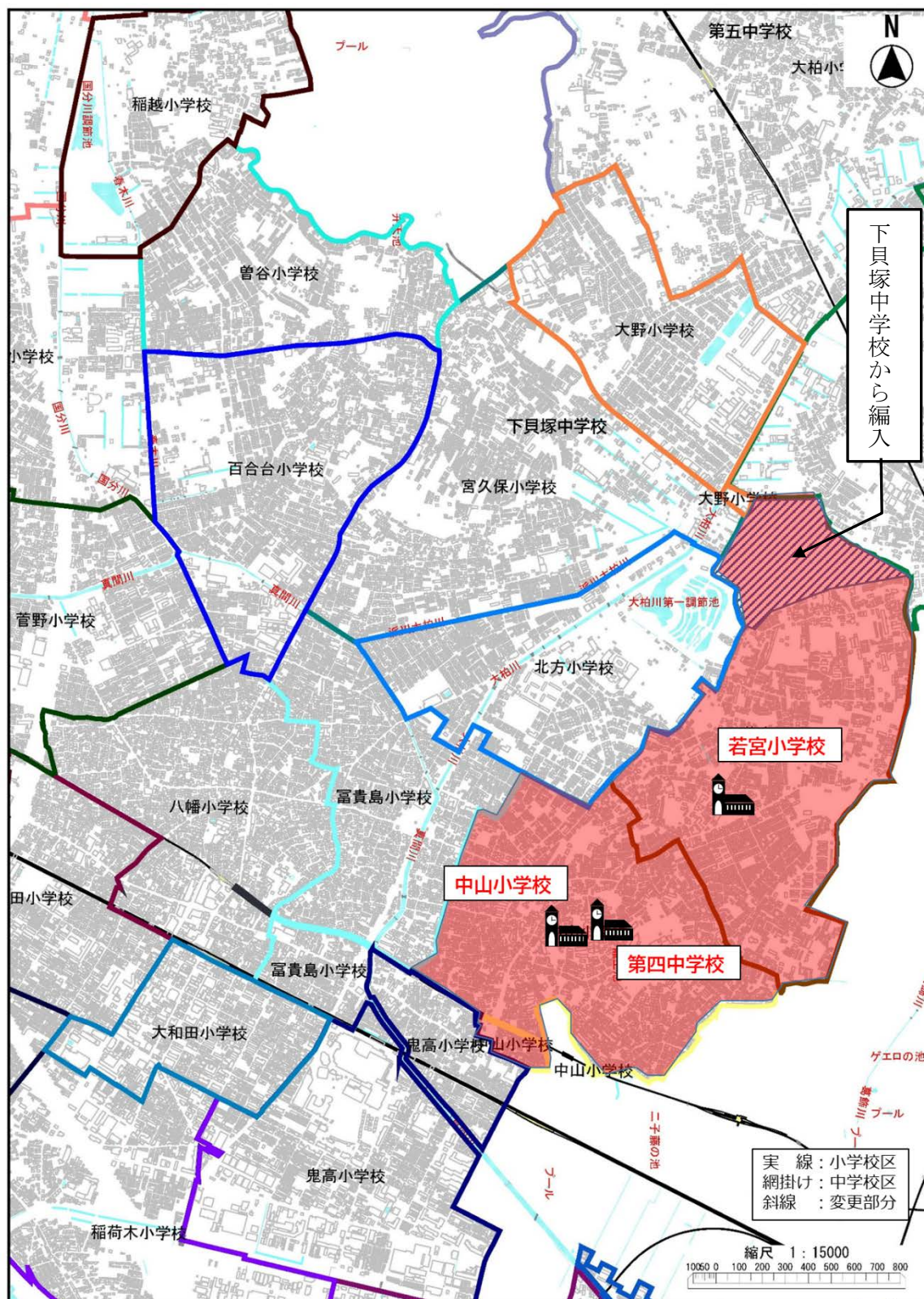
＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、第四中学校の通学区域を中山小学校、若宮小学校の通学区域に合わせます。
- 隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模を是正するための見直しは行わないこととします。（大規模校は将来的には大部分が適正規模となる見込み。）
- 地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

4-2 第四中学校ブロック（第四中学校、中山小学校、若宮小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する。
学校規模の是正	中山小と若宮小が大規模校となっているものの、将来的には適正規模になると見込まれる。 ＜隣接校の状況＞ 大規模校と隣接している過小規模校はない。
通学距離	通学距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 各小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 第四中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

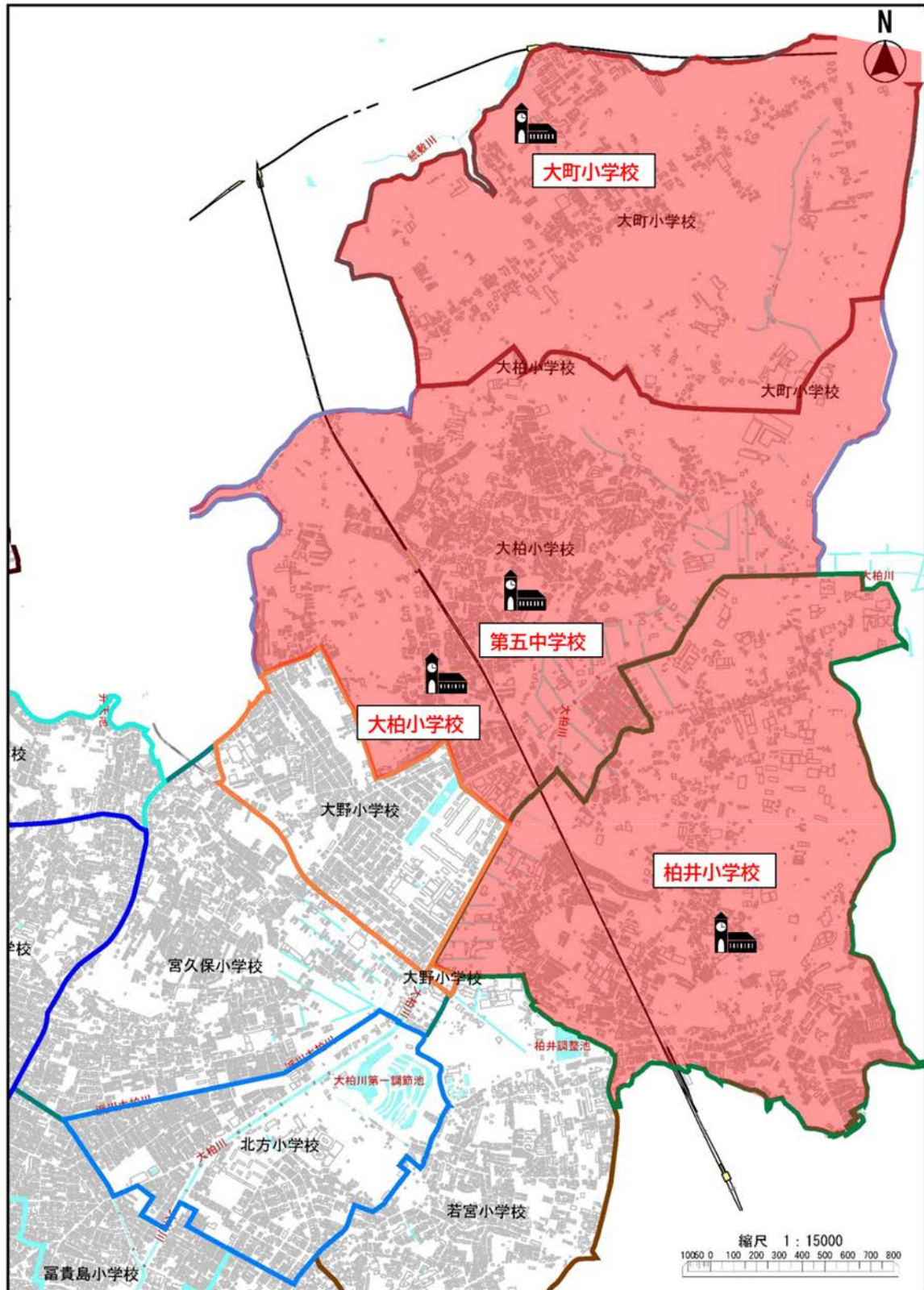
- ・ 第四中学校、中山小学校、若宮小学校
- ・ 下貝塚中学校

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

5-1 第五中学校ブロック（第五中学校、大柏小学校、大町小学校、柏井小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜分断された自治会（中学校区）＞ 1 自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	大柏小は大規模校、大町小は過小規模校となっており、隣接している。 ＜学級数（令和2年度）＞ 第五中⑰、大柏小②④、大町小⑥、柏井小⑭
通学距離	通学距離は適正である。 ＜通学距離＞ 小学校は4 km以内、中学校は6 km以内となっている。

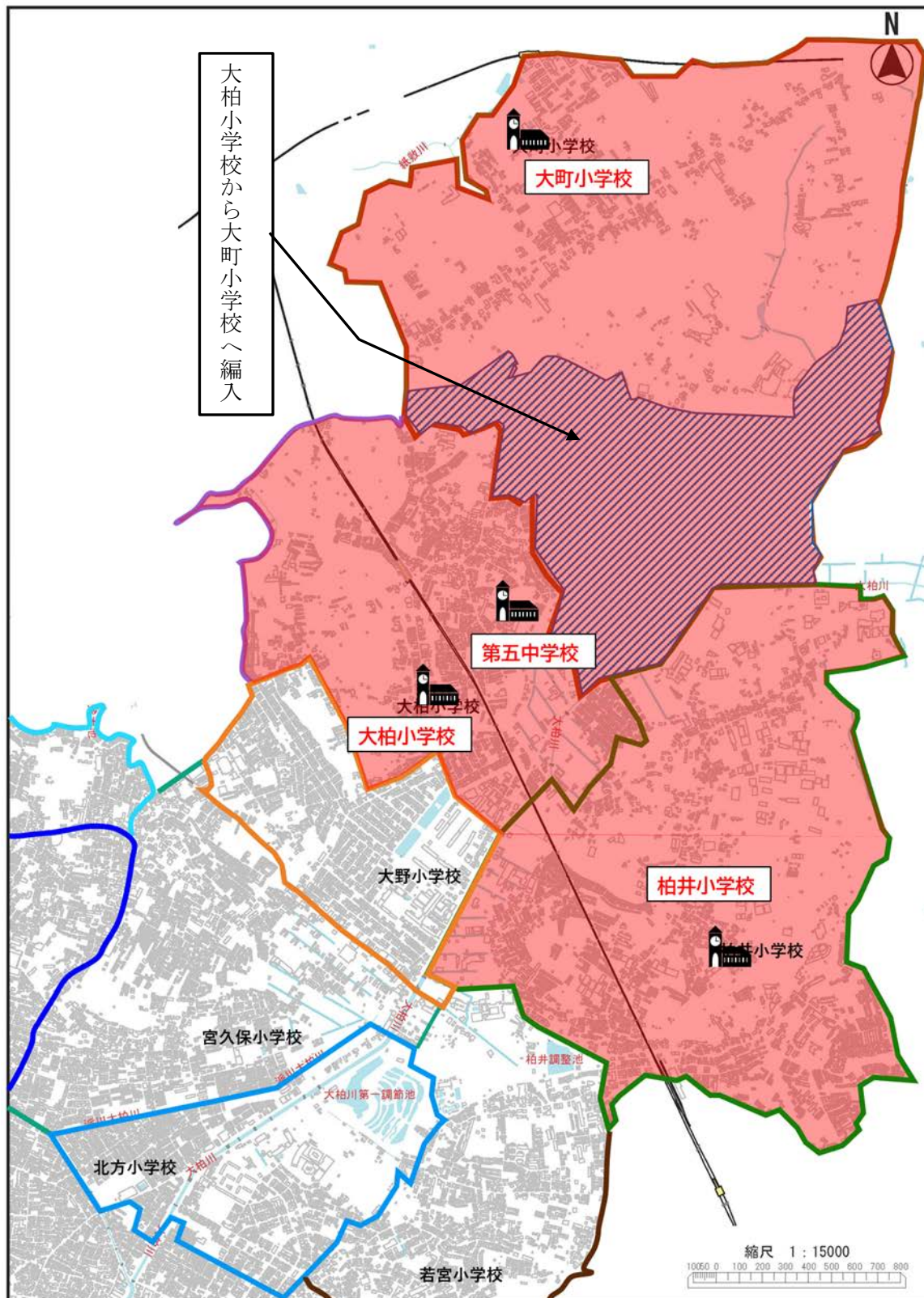
＜見直しの方向性＞

- 学校規模を是正するため、大柏小学校と大町小学校の通学区域を自治会単位で再編します。
- 地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

5-2 第五中学校ブロック（第五中学校、大柏小学校、大町小学校、柏井小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する。
学校規模の是正	適正規模となっている。 ＜学級数＞ 第五中⑰、大柏小⑱、大町小⑫、柏井小⑭
通学距離	通学距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 第五中学校及び柏井小学校は、各学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 大柏小学校と大町小学校は、はじめに建替えを計画している大町小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しあり）を大柏小学校と大町小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

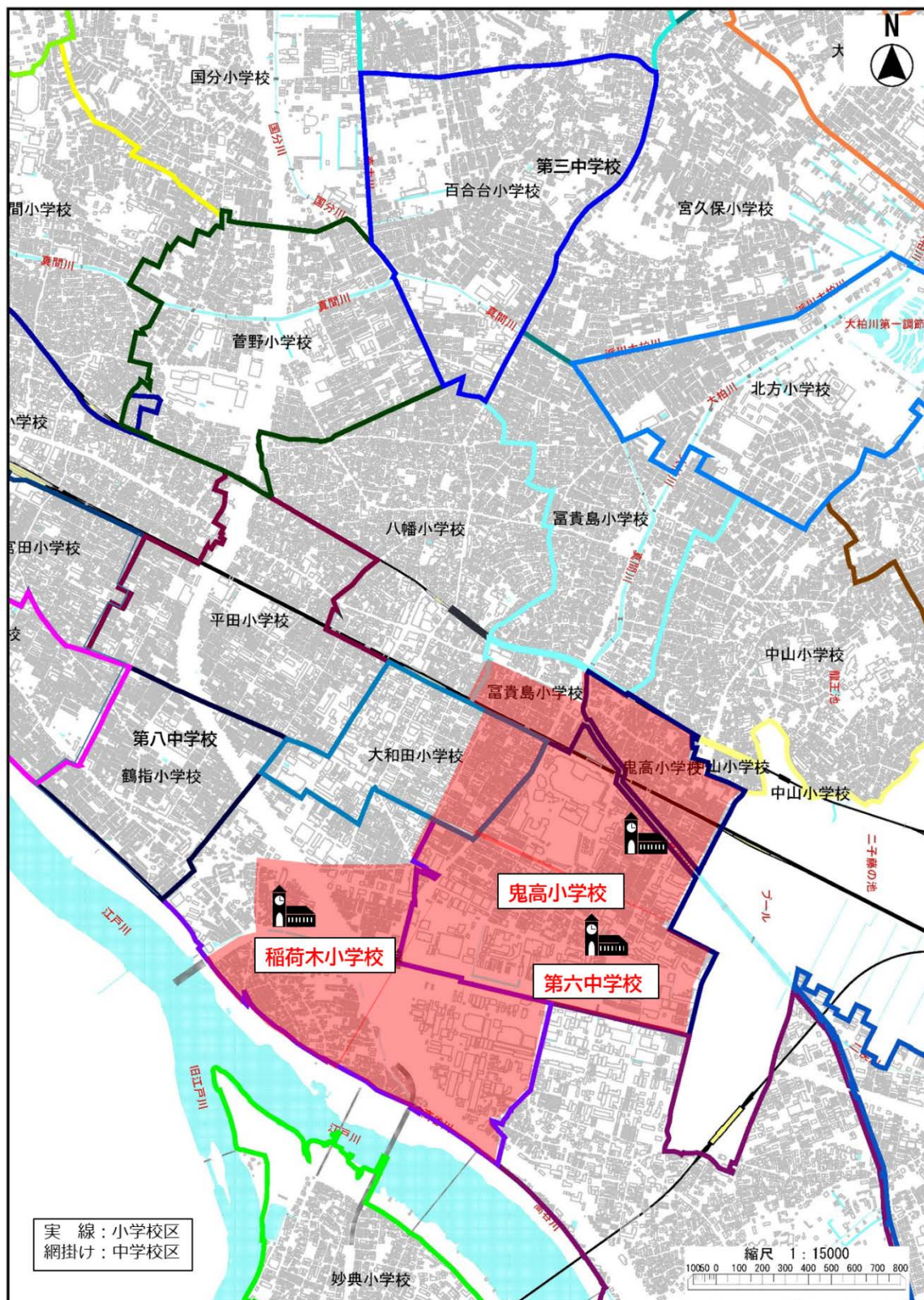
（留意事項）

- ・ 通学路の距離は適正であるものの、通学路が直線距離で約 1 km（約 1.5 km→約 2.5 km）伸びることによる児童の登下校時の安全確保と身体的負担に留意する必要がある。
- ・ 北千葉道路の整備等による人口動向に注視する必要がある。

6-1 第六中学校ブロック（第六中学校、鬼高小学校、稲荷木小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 稲荷木小学校、富貴島小学校（第三中学校ブロック）、大和田小学校（第八中学校ブロック）
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティのつながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する必要がある。
学校規模の是正	鬼高小は大規模校となっている。 ＜学級数（令和２年度）＞ 第六中⑱、鬼高小⑳、稲荷木小㉓
通学距離	通学距離は適正である。 ＜通学距離＞ 小学校は４km以内、中学校は６km以内となっている。

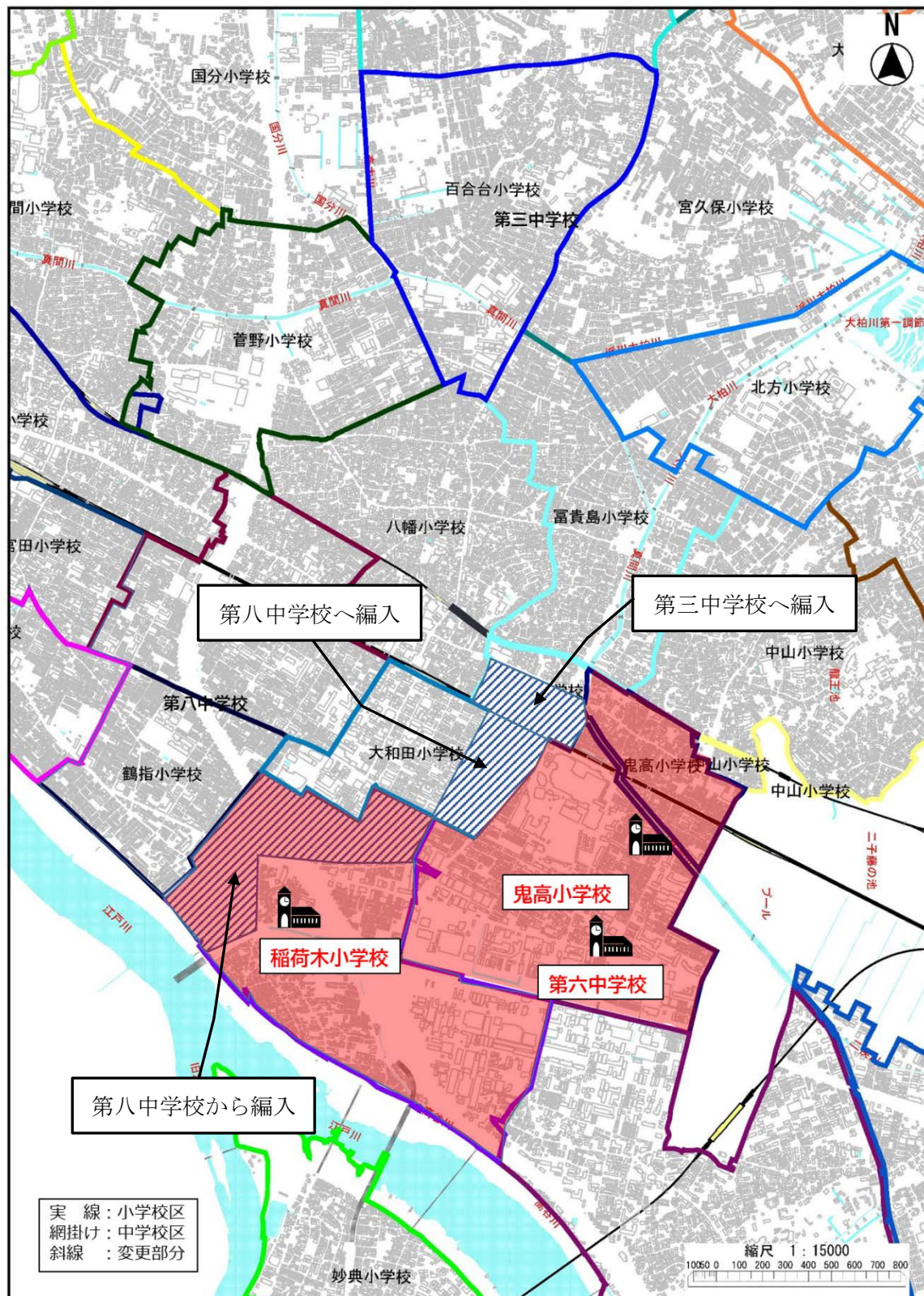
＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、第六中学校の通学区域を鬼高小学校、稲荷木小学校の通学区域に合わせます。
- 隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模を是正するための見直しは行わないこととします。（大規模校は将来的には大部分が適正規模となる見込み。）
- 地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

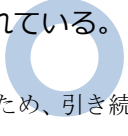
6-2 第六中学校ブロック（第六中学校、鬼高小学校、稲荷木小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。 
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。 
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する。 
学校規模の是正	鬼高小は大規模校となっているものの、将来的には適正規模になると見込まれる。 ＜隣接校の状況＞ 大規模校と隣接している過小規模校はない。 
通学距離	通学距離は適正である。 

＜見直しの手続き＞

- 各小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 第六中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

- ・ 第六中学校、鬼高小学校、稲荷木小学校
- ・ 第三中学校、富貴島小学校
- ・ 第八中学校、大和田小学校

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

現 行

Map of elementary and middle school districts in the Nishiku area of Tokyo. The map shows various school zones outlined in different colors: red for elementary schools and green for middle schools. Key schools labeled include Shinohara Elementary School (新浜小学校), Nishiku Elementary School (西久保小学校), and Nishiku Middle School (西久保中学校). The map also shows the Sagami River (相模川) and the Sagami Bay (相模湾). A scale bar at the bottom indicates a scale of 1:15,000.

＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 妙典小学校（妙典中学校ブロック）
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜分断された自治会（中学校区）＞ 2 自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	すべての学校が大規模校となっている。 ＜学級数（令和 2 年度）＞ 第七中②④、行徳小②⑥、新浜小②④
通学距離	通学距離は適正である。 ＜通学距離＞ 小学校は 4 km 以内、中学校は 6 km 以内となっている。

＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、第七中学校の通学区域を行徳小学校、新浜小学校の通学区域に合わせます。
- 隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模を是正するための見直しは行わないこととします。（大規模校は将来的には大部分が適正規模となる見込み。）
- 地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

再編案

＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する。）
学校規模の是正	すべての学校が大規模校となっているものの、将来的には適正規模になると見込まれる。 ＜隣接校の状況＞ 大規模校と隣接している過小規模校はない。
通学距離	通学距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 各小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 第七中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

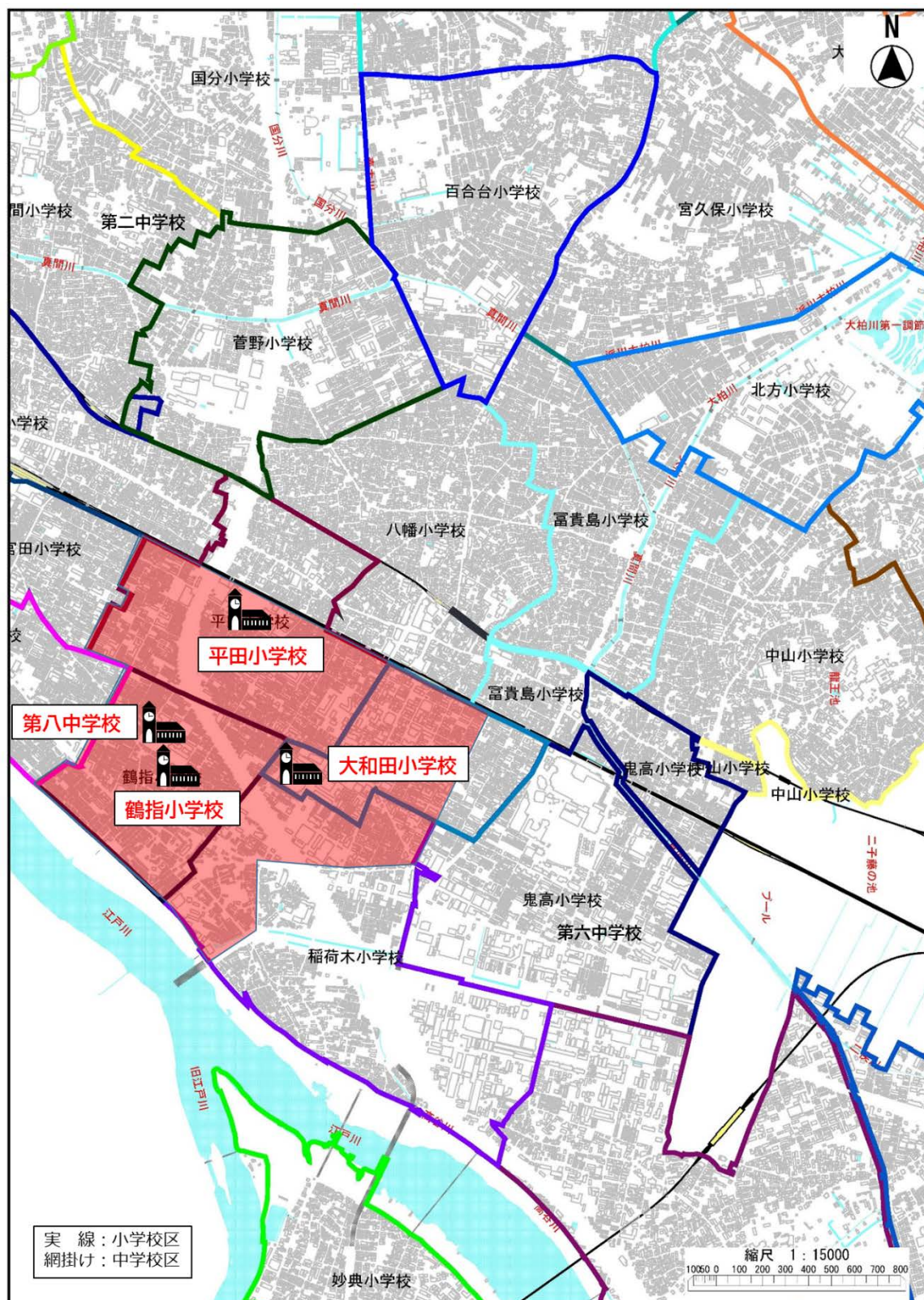
- ・ 第七中学校、行徳小学校、新浜小学校
- ・ 妙典中学校、妙典小学校

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

8-1 第八中学校ブロック（第八中学校、平田小学校、鶴指小学校、大和田小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 平田小学校、大和田小学校、 稲荷木小学校（第六中学校ブロック）
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜分断された自治会（中学校区）＞ 5 自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	すべての学校が適正規模となっている。 ＜学級数（令和 2 年度）＞ 第八中 ^⑮ 、平田小 ^⑭ 、鶴指小 ^⑭ 、大和田小 ^⑮
通学距離	通学距離は適正である。 ＜通学距離＞ 小学校は 4 km 以内、中学校は 6 km 以内となっている。

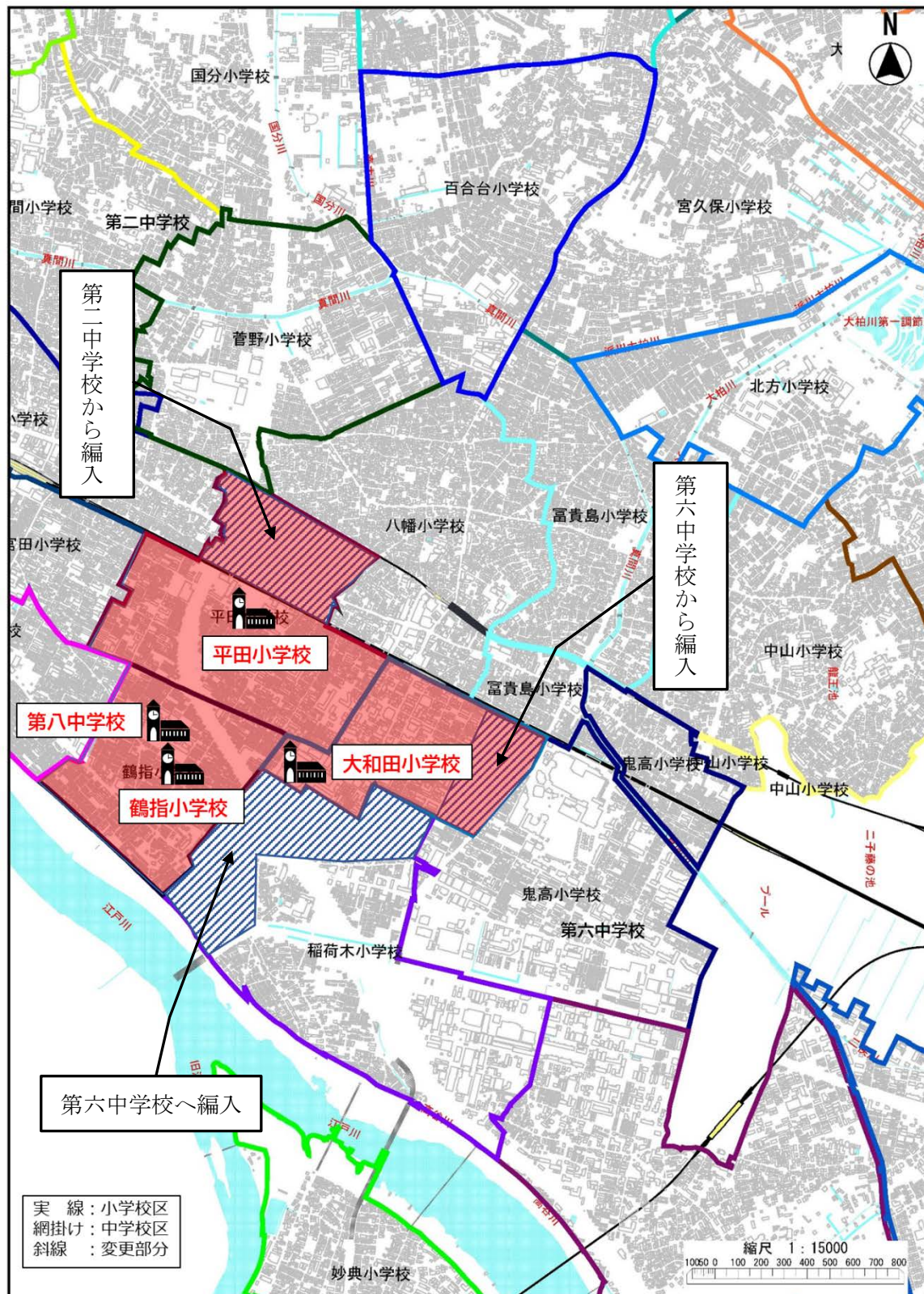
＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、第八中学校の通学区域を平田小学校、鶴指小学校、大和田小学校の通学区域に合わせます。
- 地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

8-2 第八中学校ブロック（第八中学校、平田小学校、鶴指小学校、大和田小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する。
学校規模の是正	すべての学校が適正規模となっている。
通学距離	通学距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 各小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 第八中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

- ・ 第八中学校、平田小学校、鶴指小学校、大和田小学校
- ・ 第二中学校
- ・ 第六中学校、稻荷木小学校

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

現 行

Map of elementary and middle school districts in the Kashiwa-ku area of Tokyo. The map shows various school zones outlined in different colors: red for elementary schools and blue for middle schools. Key schools labeled include Ohtsuka Elementary School (大野小学校), Kashiwa Elementary School (柏井小学校), and Kashiwa Middle School (柏井中学校). The map also shows the Kashiwa River (荒川) and the Kashiwa Bay (荒川湾). A scale bar at the bottom indicates a scale of 1:15,000.

＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 宮久保小学校、若宮小学校（第四中学校ブロック）
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜分断された自治会（中学校区）＞ 7 自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	宮久保小と大野小が大規模校、北方小が小規模校となっている。 ＜学級数（令和 2 年度）＞ 下貝塚中⑱、宮久保小⑳、北方小⑩、大野小㉑
通学距離	通学距離は適正である。 ＜通学距離＞ 小学校は 4 km 以内、中学校は 6 km 以内となっている。

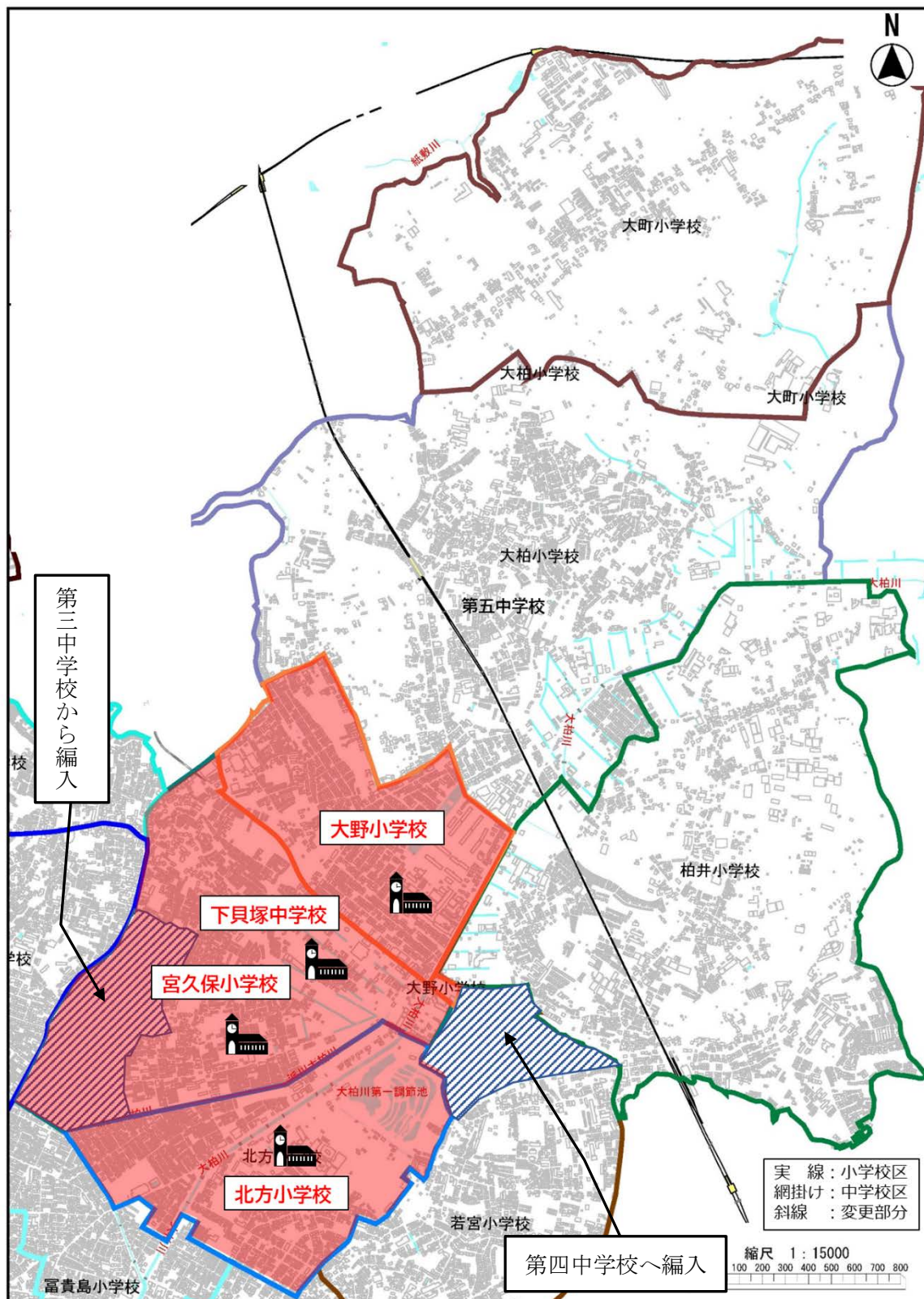
＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、下貝塚中学校の通学区域を宮久保小学校、北方小学校、大野小学校の通学区域に合わせます。
- 隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模を是正するための見直しは行わないこととします。（大規模校は将来的には大部分が適正規模となる見込み。）
- 地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

9-2 下貝塚中学校ブロック（下貝塚中学校、宮久保小学校、北方小学校、大野小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する。
学校規模の是正	宮久保小と大野小が大規模校、北方小が小規模校となっている。大規模校は将来的には適正規模になると見込まれる。 ＜隣接校の状況＞ 大規模校と隣接している過小規模校はない。
通学距離	通学距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 各小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 下貝塚中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

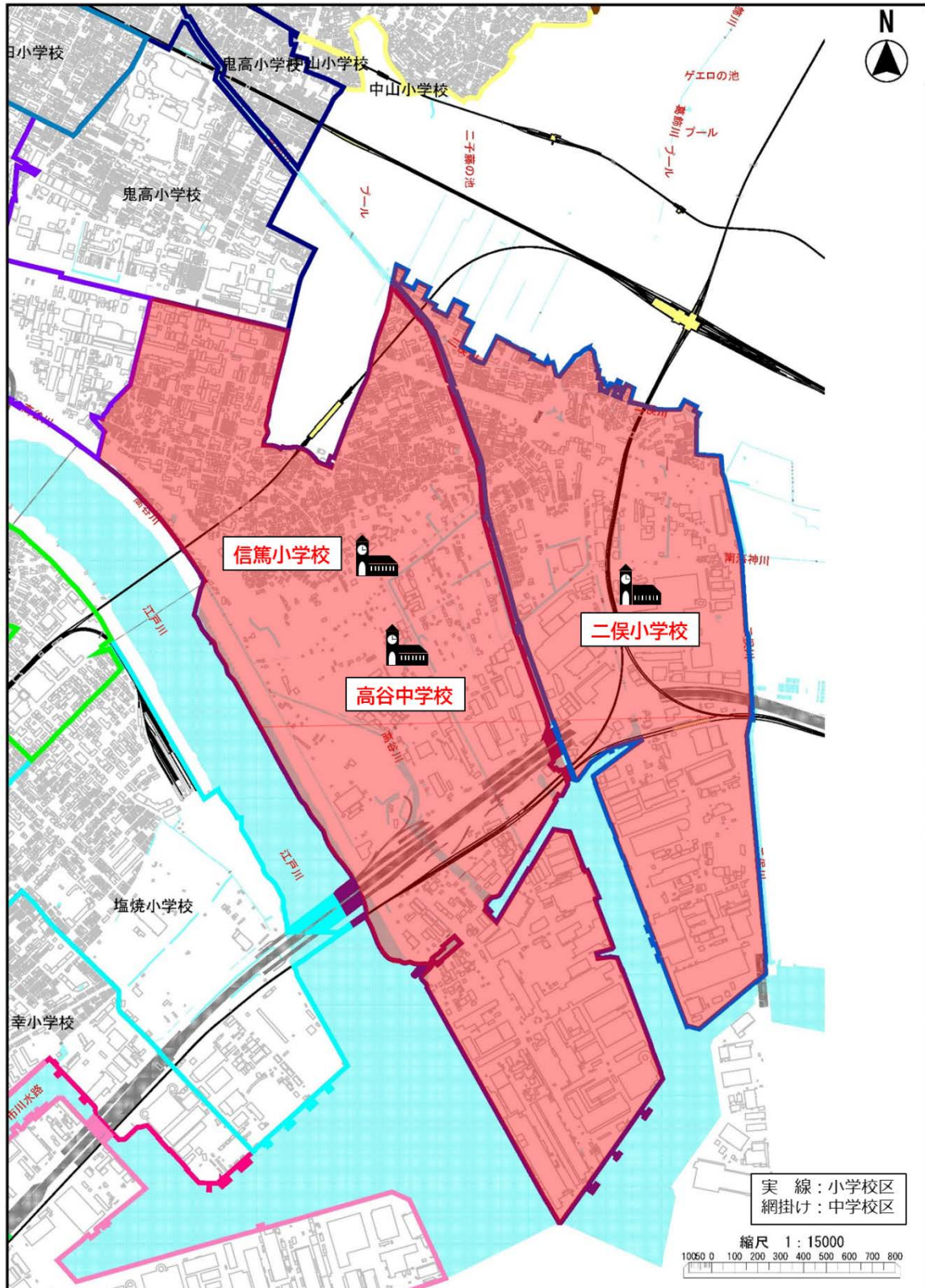
- ・ 下貝塚中学校、宮久保小学校、北方小学校、大野小学校
- ・ 第三中学校
- ・ 第四中学校、若宮小学校

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

10 高谷中学校ブロック（高谷中学校、信篤小学校、二俣小学校）

現行・再編案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティの つながり	通学区域と自治会は一致している。
学校規模の是正	信篤小が大規模校、二俣小が小規模校となっている。大規模校は、将来的には適正規模になると見込まれる。 ＜学級数（令和２年度）＞ 高谷中⑬、信篤小⑳、二俣小⑨
通学距離	通学距離は適正である。 ＜通学距離＞ 小学校は４km以内、中学校は６km以内となっている。

＜見直しの方向性＞

- 「見直しの視点からの評価」を踏まえ、見直しは行わないこととします。

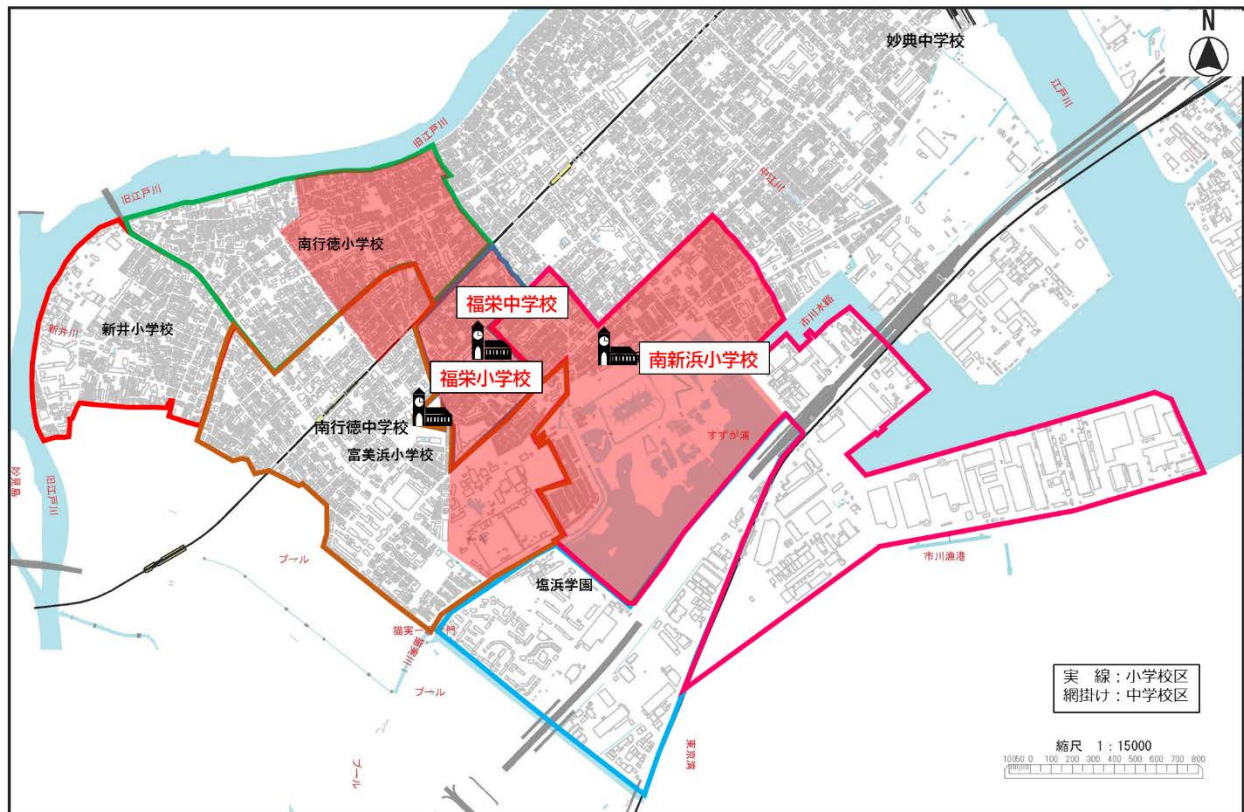
＜見直しの手続き＞

- 施設一体型の義務教育学校又は各学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

11- 1 福栄中学校ブロック（福栄中学校、南新浜小学校、福栄小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 南新浜小学校、福栄小学校、南行徳小学校（南行徳中学校ブロック）、富美浜小学校（南行徳中学校ブロック）、
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜分断された自治会（中学校区）＞ 2 自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	福栄小、南新浜小が大規模校となっている。 ＜学級数（令和 2 年度）＞ 福栄中⑳、南新浜小㉑、福栄小㉒
通学距離	通学距離は適正である。 ＜通学距離＞ 小学校は 4 km 以内、中学校は 6 km 以内となっている。

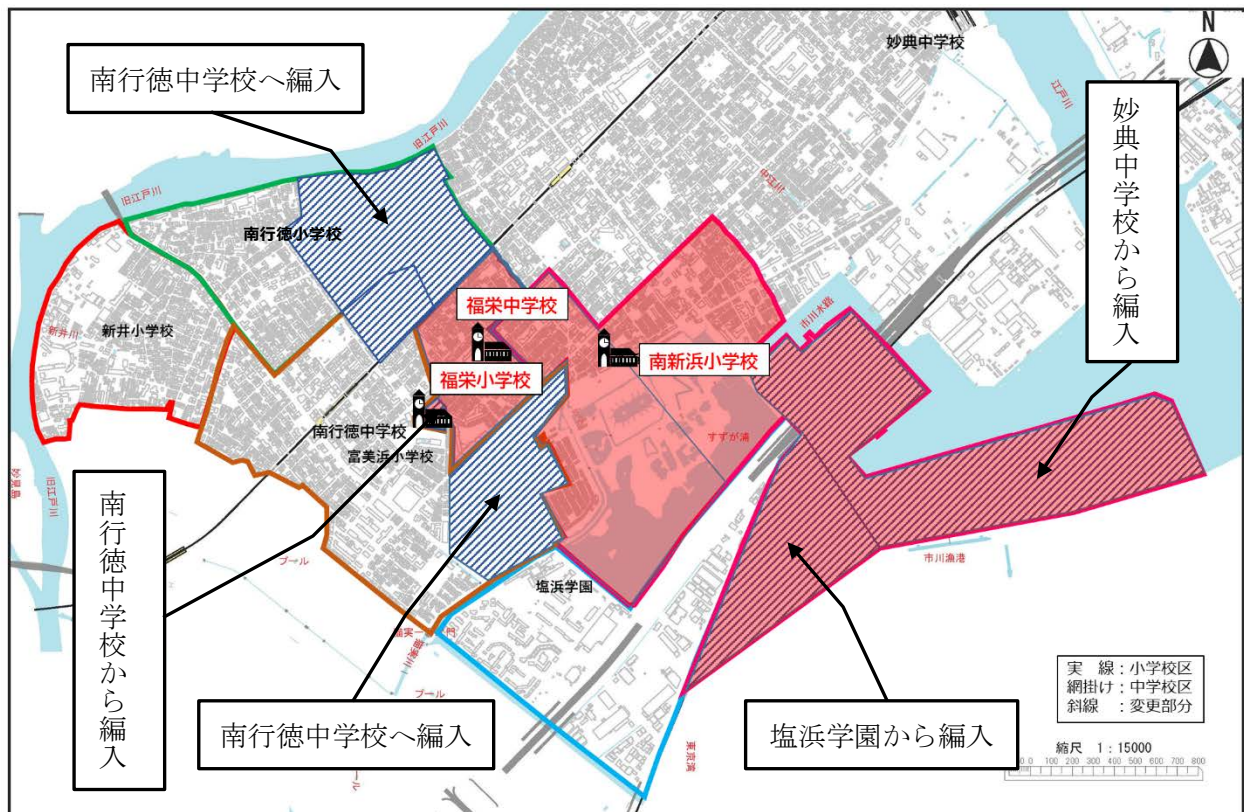
＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、福栄中学校の通学区域を南新浜小学校、福栄小学校の通学区域に合わせます。
- 隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模を是正するための見直しは行わないこととします。（大規模校は将来的には大部分が適正規模となる見込み。）
- 地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

11-2 福栄中学校ブロック（福栄中学校、南新浜小学校、福栄小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する。
学校規模の是正	福栄小、南新浜小が大規模校となっているものの、将来的には適正規模になると見込まれる。 ＜隣接校の状況＞ 大規模校と隣接している過小規模校はない。
通学距離	通学距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 各小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 福栄中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

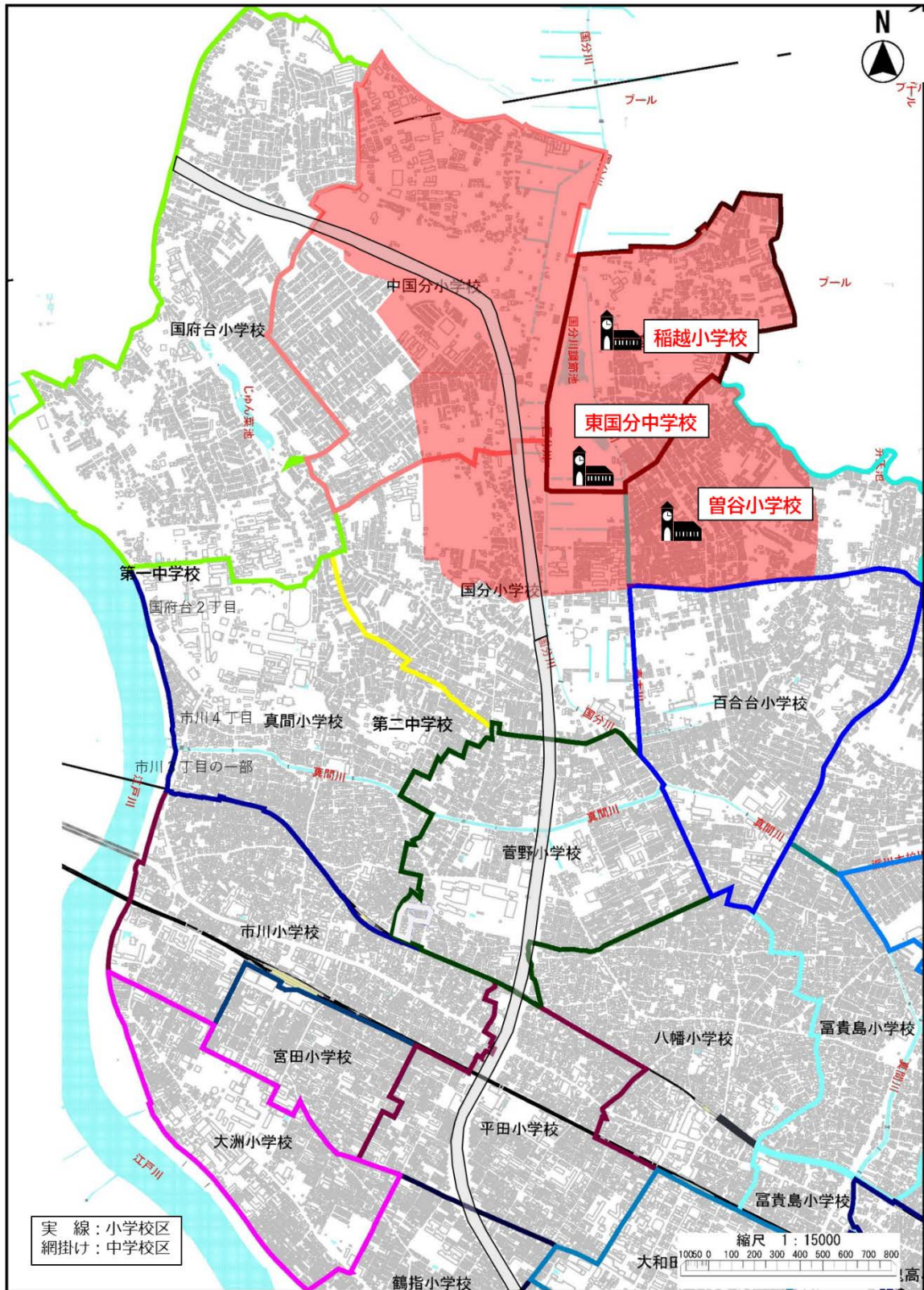
- ・ 福栄中学校、南新浜小学校、福栄小学校
- ・ 妙典中学校
- ・ 南行徳中学校、南行徳小学校、富美浜小学校
- ・ 塩浜学園

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

12- 1 東国分中学校ブロック（東国分中学校、曽谷小学校、稲越小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 曾谷小学校、中国分小学校（第一中学校ブロック）、 国分小学校（第二中学校ブロック）、
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜分断された自治会（中学校区）＞ 4 自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	東国分中と稲越小が小規模校となっている。 ＜学級数（令和 2 年度）＞ 東国分中⑨、曾谷小⑬、稲越小⑧
通学距離	通学距離は適正である。 ＜通学距離＞ 小学校は 4 km 以内、中学校は 6 km 以内となっている。

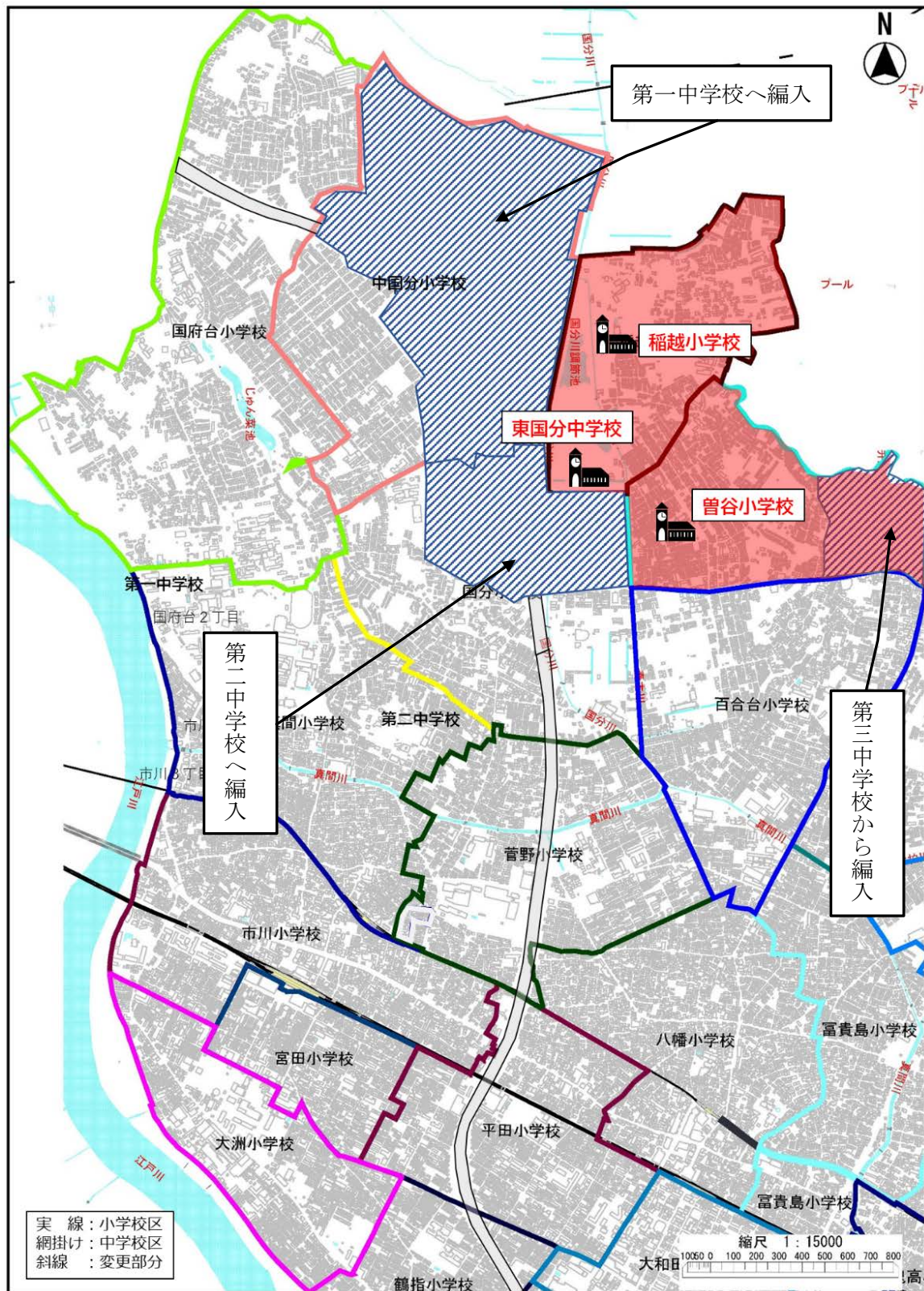
＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、東国分中学校の通学区域を曾谷小学校、稲越小学校の通学区域に合わせます。
- 隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模を是正するための見直しは行わないこととします。（大規模校は将来的には大部分が適正規模となる見込み。）
- 地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

12-2 東国分中学校ブロック（東国分中学校、曽谷小学校、稲越小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する。
学校規模の是正	東国分中と稲越小が小規模校となっている。 ＜隣接校の状況＞ 大規模校と隣接している過小規模校はない。
通学距離	通学距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 施設一体型の義務教育学校又は各学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

(影響のある学校)

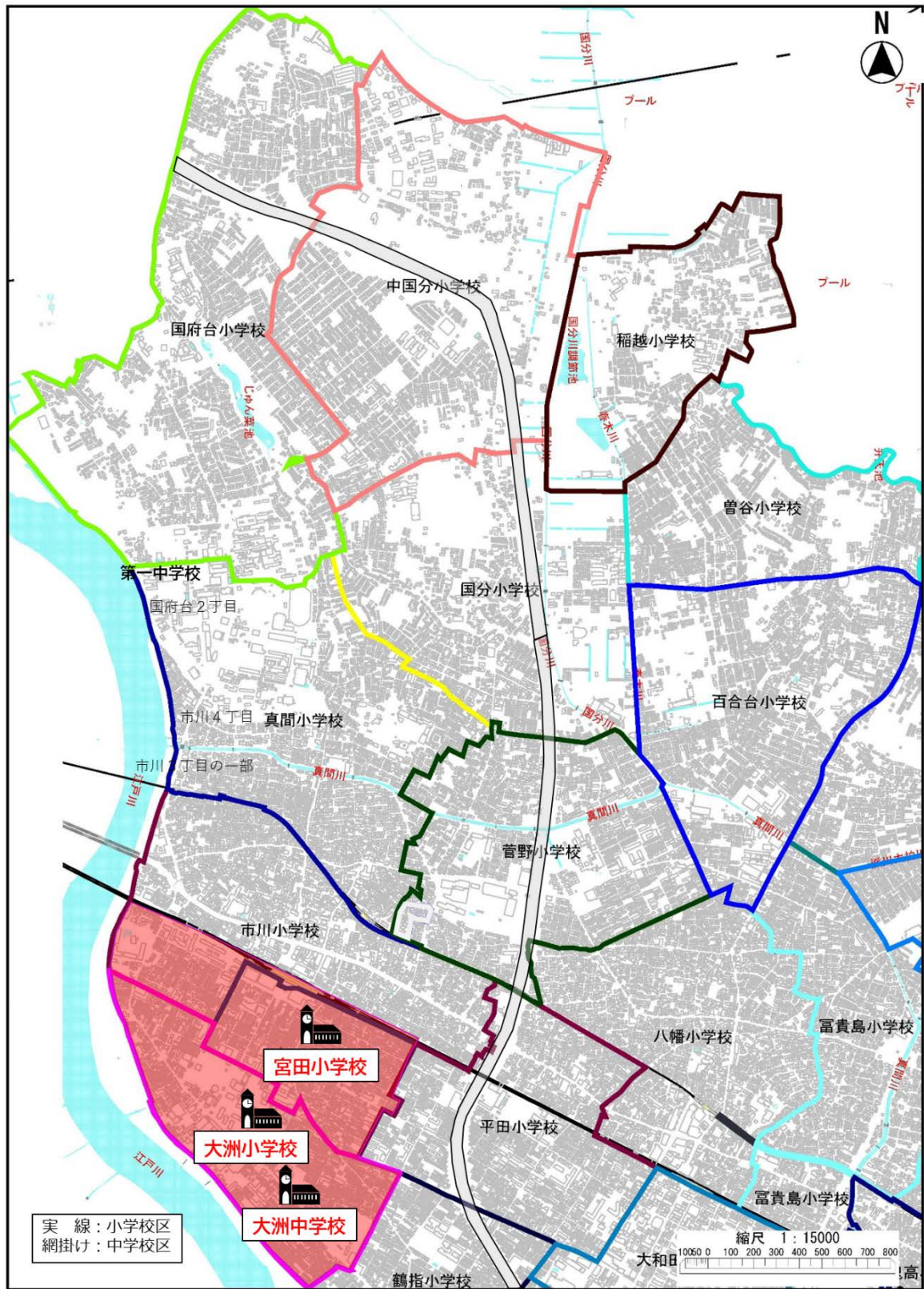
- ・ 東国分中学校、曾谷小学校、稲越小学校
- ・ 第一中学校、中国分小学校
- ・ 第二中学校、国分小学校
- ・ 第三中学校

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

13-1 大洲中学校ブロック（大洲中学校、宮田小学校、大洲小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 市川小学校（第一中学校ブロック）
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜分断された自治会（中学校区）＞ 2 自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	すべての学校が適正規模となっている。 ＜学級数（令和 2 年度）＞ 大洲中⑫、宮田小⑮、大洲小⑮
通学距離	通学距離は適正である。 ＜通学距離＞ 小学校は 4 km 以内、中学校は 6 km 以内となっている。

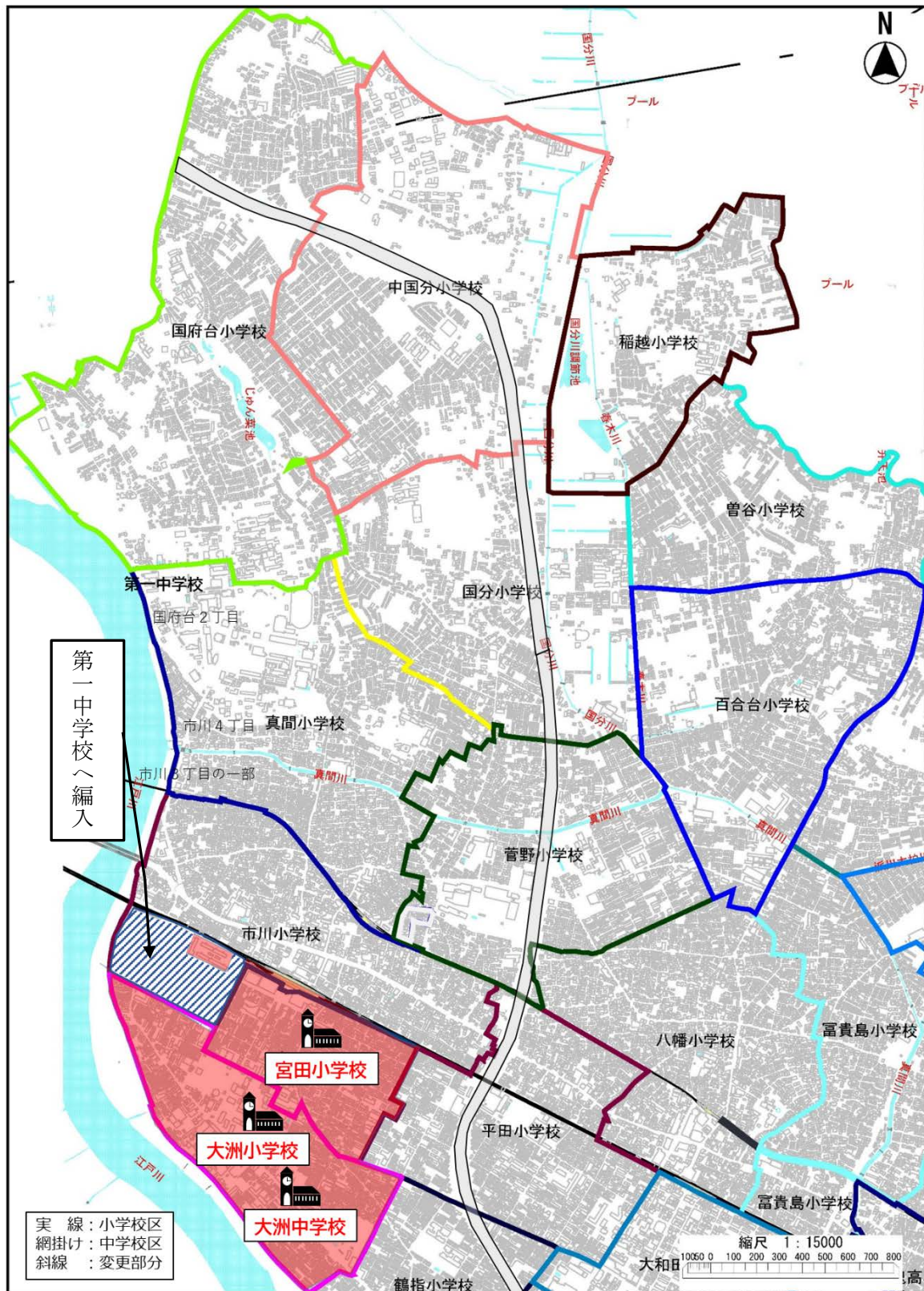
＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、大洲中学校の通学区域を宮田小学校、大洲小学校の通学区域に合わせます。
- 地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

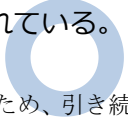
13-2 大洲中学校ブロック（大洲中学校、宮田小学校、大洲小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。 
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。 
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する必要がある。 
学校規模の是正	すべての学校が適正規模となっている。 
通学距離	通学距離は適正である。 

＜見直しの手続き＞

- 各小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 大洲中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

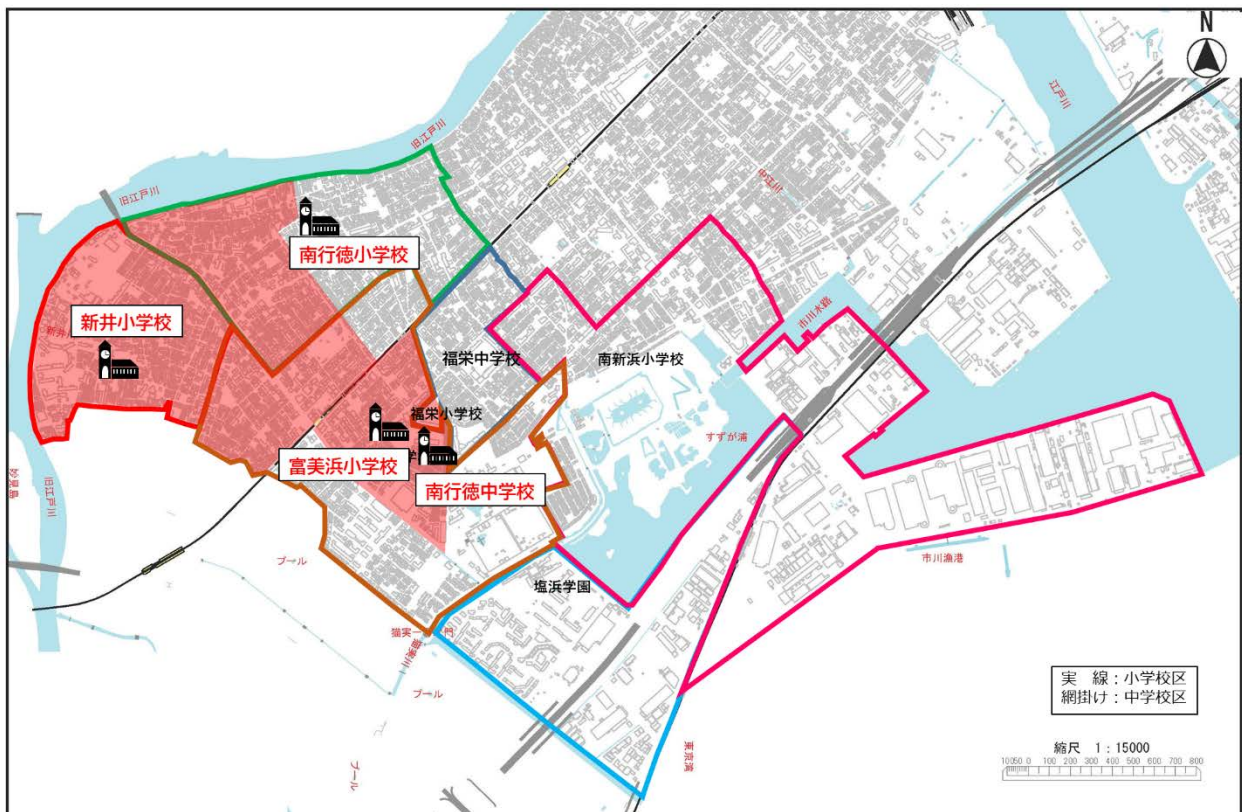
- ・ 大洲中学校、宮田小学校、大洲小学校
- ・ 第一中学校、市川小学校

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

14- 1 南行徳中学校ブロック（南行徳中学校、南行徳小学校、富美浜小学校、新井小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 南行徳小学校、富美浜小学校、 福栄小学校（福栄中学校ブロック）
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜分断された自治会（中学校区）＞ 1 自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	すべての学校が大規模校となっている。 ＜学級数（令和２年度）＞ 南行徳中⑬、南行徳小⑳、富美浜小㉒、新井小㉒
通学距離	通学距離は適正である。 ＜通学距離＞ 小学校は４km以内、中学校は６km以内となっている。

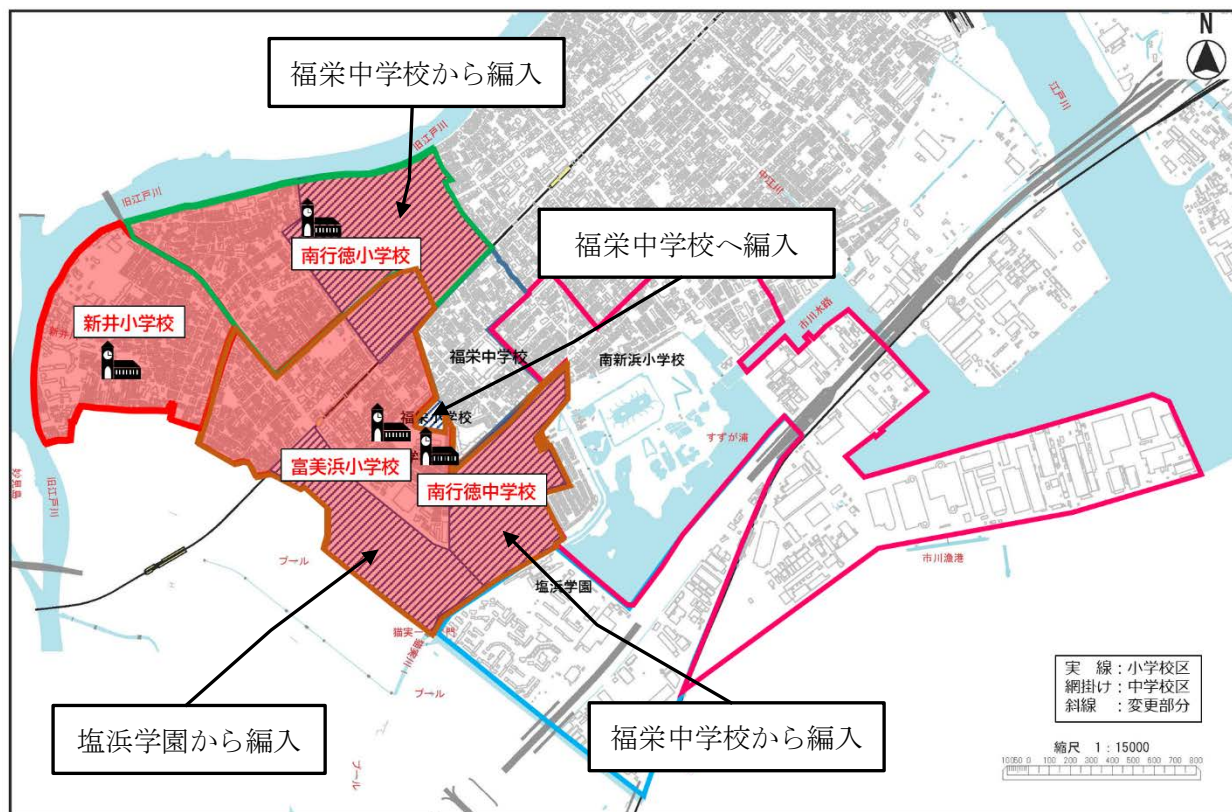
＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、南行徳中学校の通学区域を南行徳小学校、富美浜小学校、新井小学校の通学区域に合わせます。
- 隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模を是正するための見直しは行わないこととします。（大規模校は将来的には大部分が適正規模となる見込み。）
- 地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

14- 2 南行徳中学校ブロック（南行徳中学校、南行徳小学校、富美浜小学校、新井小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する。
学校規模の是正	すべての学校が大規模校となっているものの、将来的には適正規模になると見込まれる。 ＜隣接校の状況＞ 大規模校と隣接している過小規模校はない。
通学距離	通学距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 各小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 南行徳中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

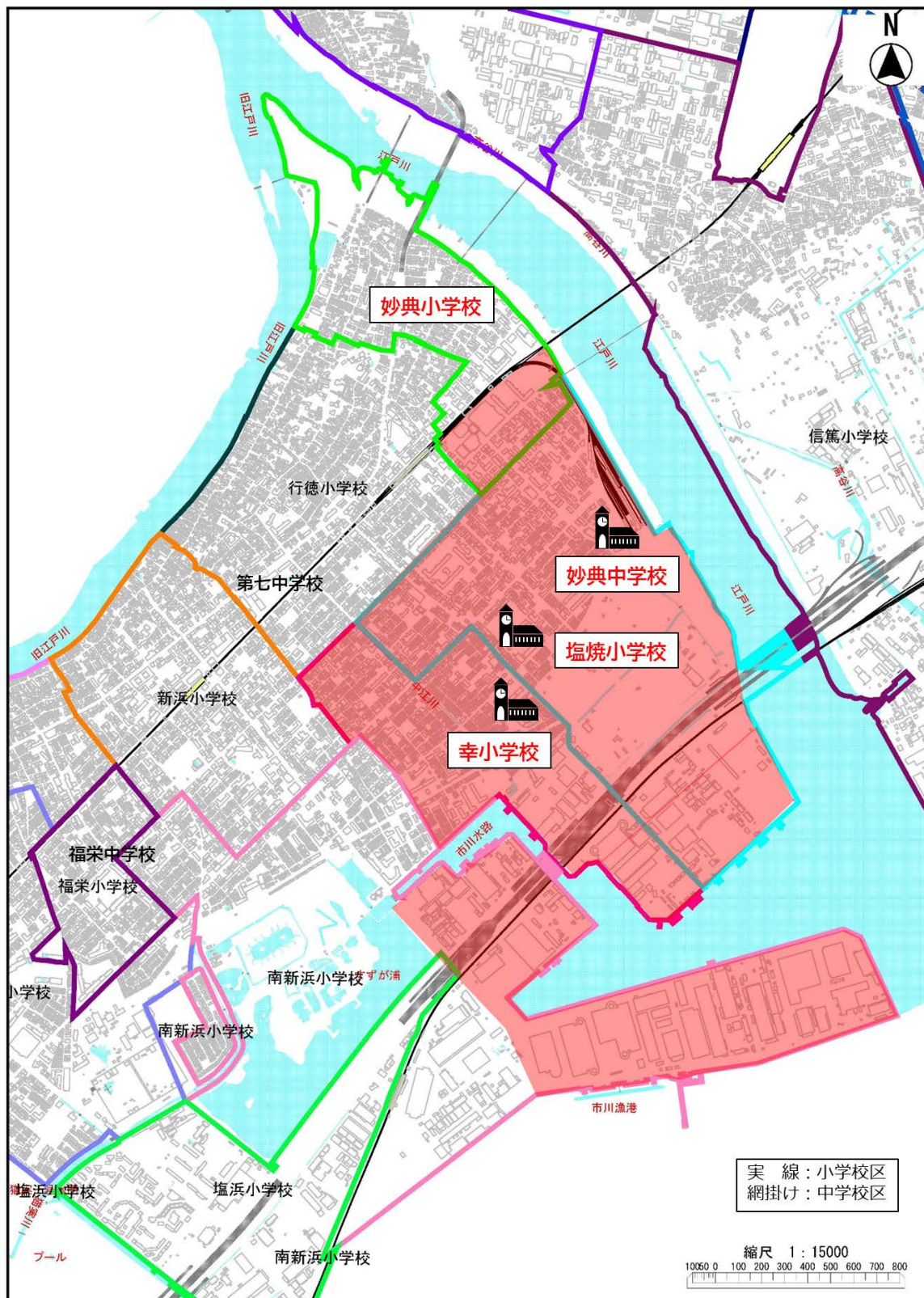
- ・ 南行徳中学校、南行徳小学校、富美浜小学校、新井小学校
- ・ 福栄中学校、福栄小学校
- ・ 塩浜学園

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

15- 1 妙典中学校ブロック（妙典中学校、幸小学校、塩焼小学校、妙典小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 妙典小学校、南新浜小学校（福栄中学校ブロック）
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜分断された自治会（中学校区）＞ 1 自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	すべての学校が大規模校となっている。 ＜学級数（令和2年度）＞ 妙典中 ^{②⑤} 、幸小 ^{②②} 、塩焼小 ^{②⑥} 、妙典小 ^{②③}
通学距離	通学距離は適正である。 ＜通学距離＞ 小学校は4 km以内、中学校は6 km以内となっている。

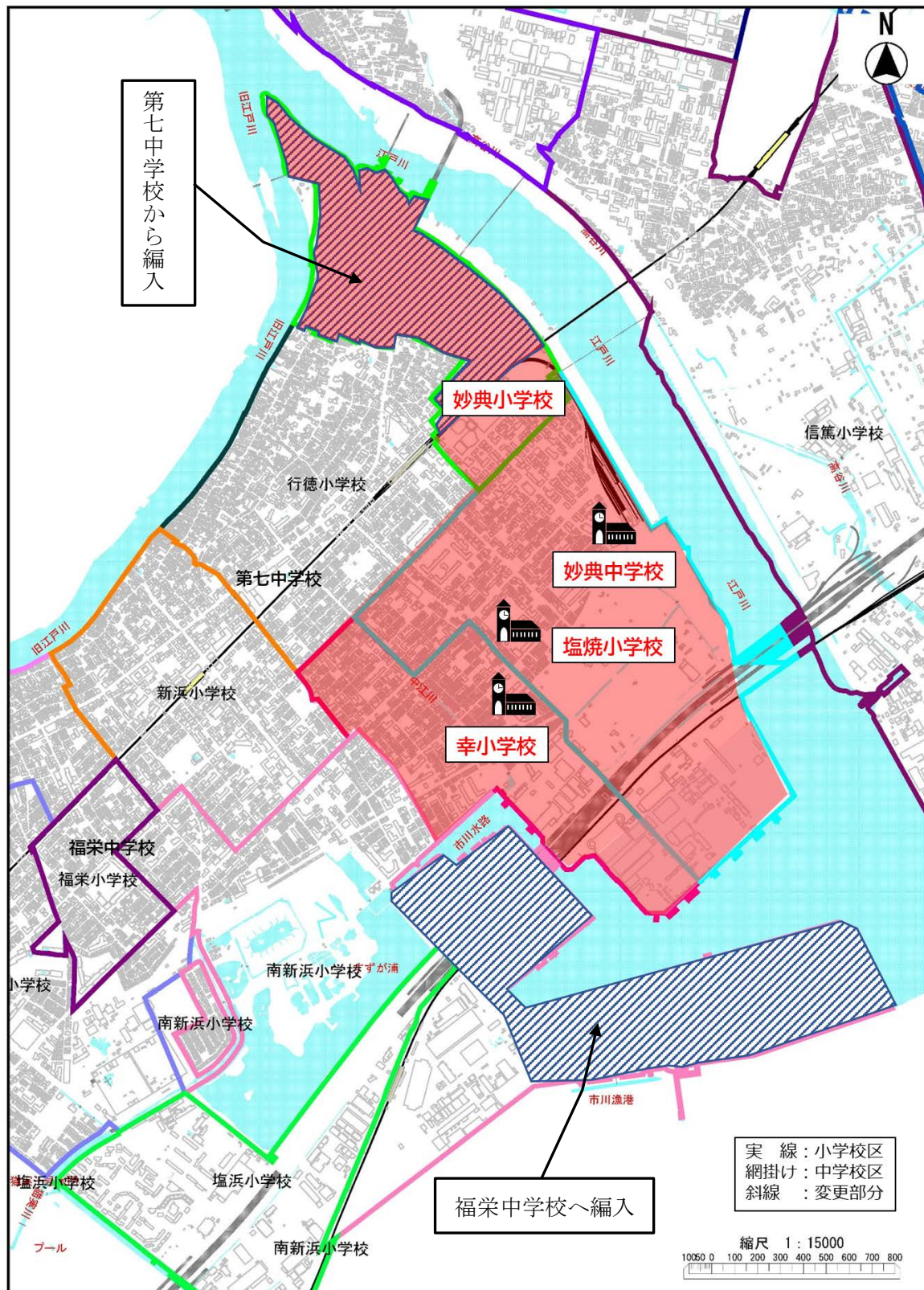
＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、妙典中学校の通学区域を幸小学校、塩焼小学校、妙典小学校の通学区域に合わせます。
- 隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模を是正するための見直しは行わないこととします。（大規模校は将来的には大部分が適正規模となる見込み。）
- 地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

15-2 妙典中学校ブロック（妙典中学校、幸小学校、塩焼小学校、妙典小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域コミュニティの つながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する。
学校規模の是正	すべての学校が大規模校となっているものの、将来的には適正規模になると見込まれる。 ＜隣接校の状況＞ 大規模校と隣接している過小規模校はない。
通学距離	通学距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 各小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 妙典中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

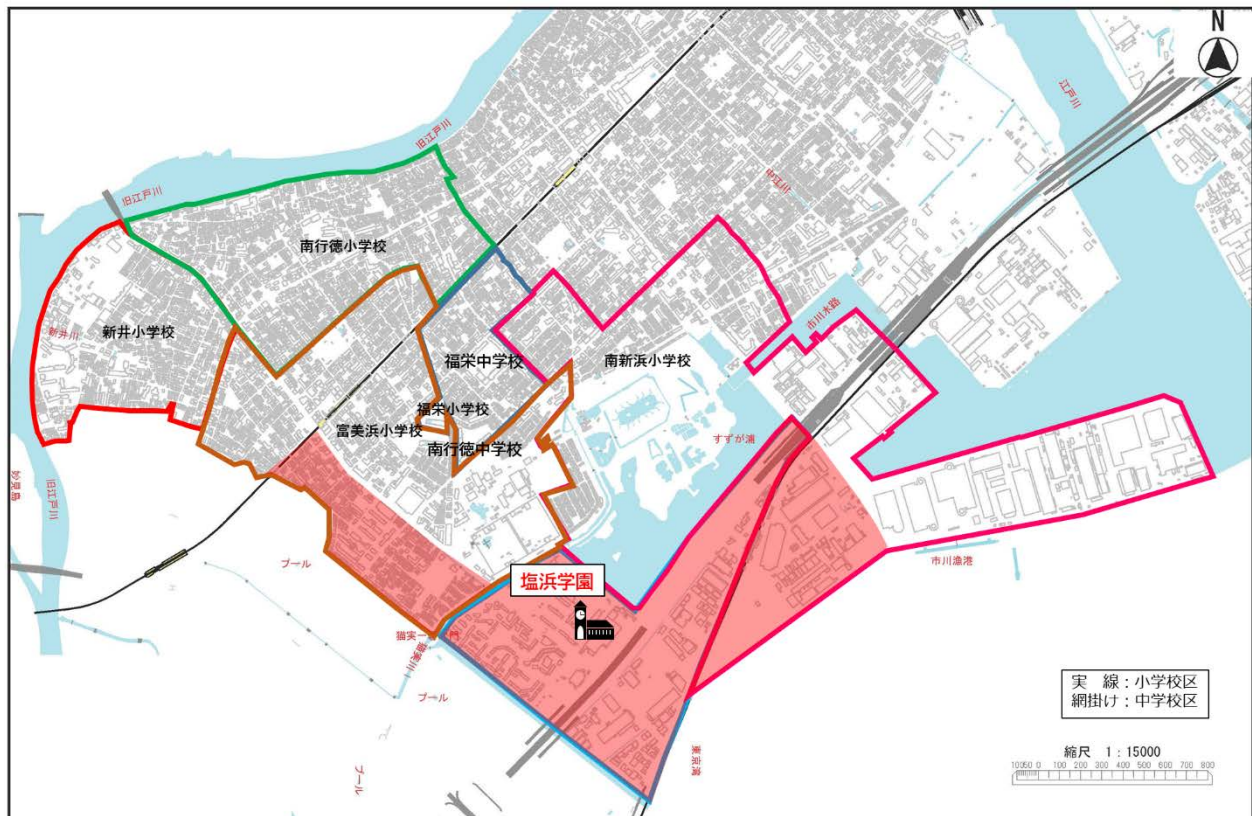
- ・ 妙典中学校、幸小学校、塩焼小学校、妙典小学校
- ・ 第七中学校
- ・ 福栄中学校、南新浜小学校

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

16-1 塩浜学園（義務教育学校区）

現 行

＜通学区域＞



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 南新浜小学校（福栄中学校ブロック）、 富美浜小学校（南行徳中学校ブロック）
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域コミュニティの つながり	通学区域と自治会は一致している。
学校規模の是正	学校教育法施行規則で定める義務教育学校の標準学級数（18学級以上 27 学級以下）を下回っている。 ＜学級数（令和 2 年度）＞ 塩浜学園⑭（前期⑥、後期⑧）
通学距離	通学距離は適正である。 ＜通学距離＞ 小学校は 4 km 以内、中学校は 6 km 以内となっている。

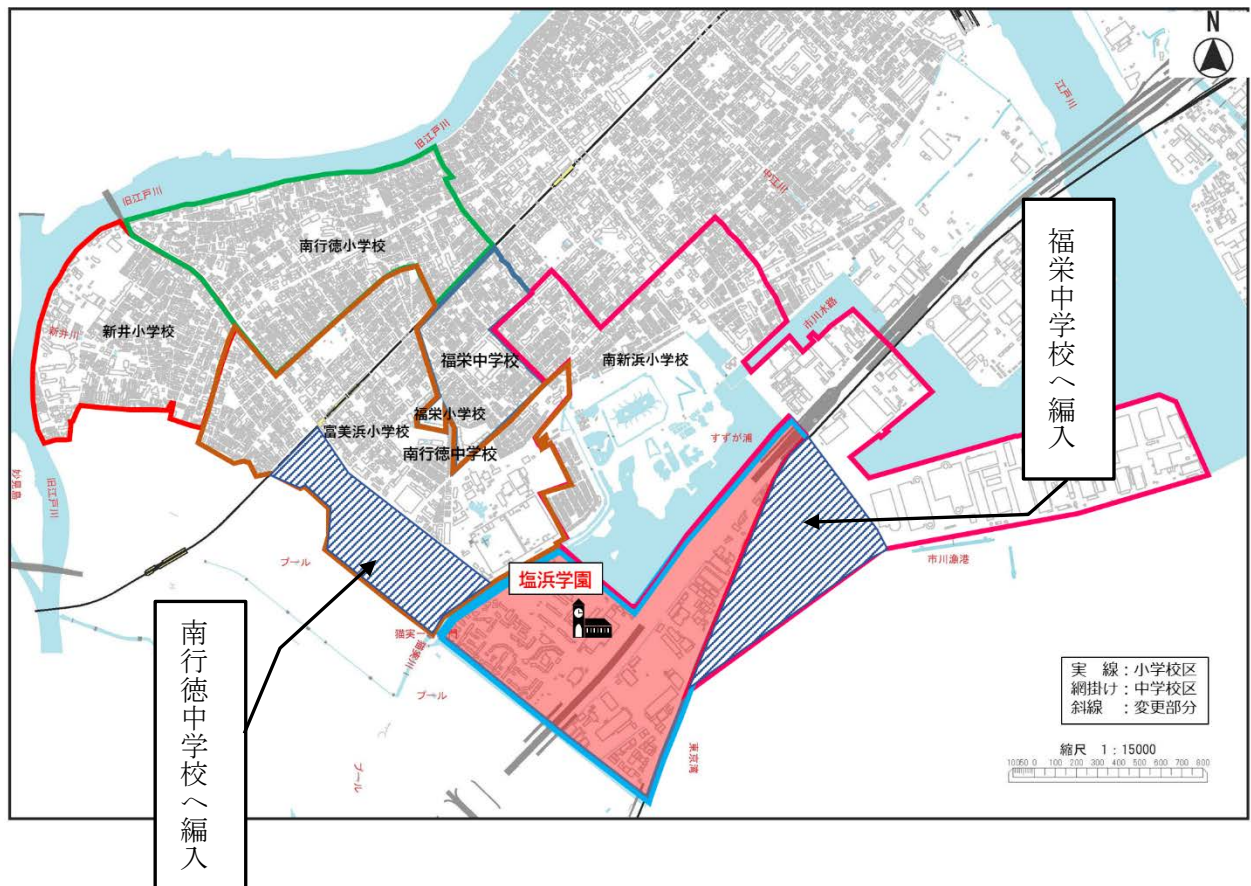
＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、塩浜学園後期課程の通学区域を塩浜学園前期課程の通学区域に合わせます。
- 隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模を是正するための見直しは行わないこととします。（大規模校は将来的には大部分が適正規模となる見込み。）

16-2 塩浜学園（義務教育学校区）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域コミュニティの つながり	通学区域と自治会は一致している。
学校規模の是正	学校教育法施行規則で定める義務教育学校の標準学級数（18学級以上 27 学級以下）を下回っている。 ＜隣接校の状況＞ 大規模校と隣接している過小規模校はない。
通学距離	通学距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 福栄中学校及び南行徳中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、それぞれ通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

- ・ 塩浜学園
- ・ 福栄中学校、南新浜小学校
- ・ 南行徳中学校、富美浜小学校

17 複数の中学校区に分かれている自治会

No.	自治会名	重複している学校名			備考
1	市川3丁目第一自治会	第一中学校	第二中学校		
2	根本自治会	第一中学校	第二中学校		一軒のみ
3	平田町会	第一中学校	第二中学校		一軒のみ
4	真間二丁目西部自治会	第一中学校	第二中学校		
5	六反田自治会	第一中学校	第二中学校		
6	中国分自治会	第一中学校	東国分中学校		
7	白幡自治会	第二中学校	第三中学校		
8	菅野二丁目自治会	第二中学校	第三中学校		
9	東菅野町会	第二中学校	第三中学校		
10	平田町会	第二中学校	第八中学校		
11	平川自治会	第二中学校	東国分中学校		
12	北方一丁目自治会	第三中学校	第四中学校		
13	北方中央自治会	第三中学校	第四中学校		
14	本北方一丁目自治会	第三中学校	第四中学校	下貝塚中学校	
15	八幡上町自治会	第三中学校	第六中学校		
16	八幡下町自治会	第三中学校	第六中学校		
17	辰巳自治会	第三中学校	第八中学校		
18	東古八幡自治会	第三中学校	下貝塚中学校		
19	富貴島自治会	第三中学校	下貝塚中学校		
20	宮久保連合自治会	第三中学校	下貝塚中学校		
21	曾谷第4自治会	第三中学校	東国分中学校		
22	曾谷第5自治会	第三中学校	東国分中学校		
23	鬼越町会	第四中学校	第六中学校		
24	高石神自治会	第四中学校	第六中学校		
25	北方東部自治会	第四中学校	下貝塚中学校		
26	千足町会	第四中学校	下貝塚中学校		
27	迎米自治会	第五中学校	下貝塚中学校		
28	大和田自治会	第六中学校	第八中学校		
29	末広自治会	第七中学校	妙典中学校		
30	行徳駅前4丁目自治会	第七中学校	福栄中学校		
31	大洲自治会	第八中学校	大洲中学校		
32	新田第2・3丁目自治会	第八中学校	大洲中学校		
33	南行徳富美浜自治会	福栄中学校	南行徳中学校		一軒のみ

3 資料編

1. 策定の経緯

年 月	策定作業
令和 2 年 7 月	・教育委員会会議において「市川市小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針について」の諮問について議決 ・第 1 回市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会において諮問・調査審議
令和 3 年 8 月	・第 1 回市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会において調査審議
11 月	・第 2 回市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会において調査審議・答申、「再編案」の意見聴取
令和 4 年 3 月	・第 3 回市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会において「再編案」の意見聴取
7 月	・第 1 回市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会において「再編案」の意見聴取
8 月	・教育委員会会議において「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針」策定

2. 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例

昭和 56 年 3 月 26 日条例第 18 号

(設置)

第 1 条 本市に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査審議するとともにその実施について建議することができる。

- (1) 通学区域の設定に関する事項
- (2) 指定された学校の変更及び区域外就学に関する事項
- (3) その他通学区域に関する必要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、非常勤の委員 12 名で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号により教育委員会が委嘱する。

- (1) 議会の推薦した議員 2 名
- (2) 学識経験のある者 6 名
- (3) 市川市立の小学校、中学校又は義務教育学校の校長 2 名
- (4) 市長部局の職員 2 名

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第 7 条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができる。

(審議会の事務)

第 8 条 審議会の事務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

（報酬及び費用弁償）

第 9 条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

（審議会の運営その他必要な事項）

第 10 条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が教育委員会の同意を得て定める。

<市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員名簿>

（敬称略）

	氏 名	所属・役職	選出区分
◎	石原 たかゆき	市川市議会議員	議会の推薦した議員
	久保川 隆志	市川市議会議員	
	中嶋 貞行	市川市少年文化推進会議 副会長	学識経験のある者
	尾上 悦子	市川市民生委員児童委員協議会 副会長	
	富田 勇人	市川市 PTA 連絡協議会 副会長	
	増田 貞幸	市川市子ども会育成会連絡協議会 副会長	
	高梨 紀雄	市川市自治会連合協会 副会長	
○	高橋 大策	市川市青少年相談員連絡協議会 副会長	市川市立の小学校、 中学校又は義務教育学校の校長
	石田 清彦	市川市立第二中学校 校長	
	菊池 和彦	市川市立中国分小学校 校長	市長部局の職員
	岩井 忠良	道路交通部 次長	
	中原 基貴	街づくり部 街づくり計画課 課長	

◎ 会長 ○ 副会長

（令和 4 年 8 月 4 日現在）

3. 諮問書

市川第 20200610-0243 号

令和 2 年 7 月 22 日

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会

会 長 中嶋 貞行 様

市川市教育委員会

教育長 田中 庸恵

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域
の見直しに関する方針について（諮問）

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例第 2 条第 1
項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針
について

2 諮問理由

市川市立小学校及び中学校については、教育条件をよりよいものにし、児童生徒の生きる力を育むことのできる学校教育を保障するために、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」に基づき、具体的な方策を推進することとしております。この方針では、小・中学校の連続性について、学校施設の建替えを行う際を中心に、通学路の安全性等や自治会等の区分に留意しつつ、小・中学校の一致を目的とした通学区域の見直しを検討すること、また、中学校区を単位とした学びと育ちの連続した環境づくりの実現と適正配置の方策の効果を担保するために、指定校変更制度の在り方について見直しを進めていくこととしております。

今後予定されている学校施設の建替えを見据え、通学区域の在り方や見直

し方法等について、具体的な方針を示すことが必要となっており、「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針」について、貴審議会の意見を求めるものです。

4. 答申書

令和 3 年 1 1 月 1 2 日

市川市教育委員会
教育長 田中 庸恵 様

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会
会 長 中島 貞行

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校
通学区域の見直しに関する方針について（答申）

令和 2 年 7 月 22 日付市川第 20200610-0243 号で市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会へ諮問のありました標記の件について、本審議会において審議した結果、下記のとおり取りまとめましたので、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例第 2 条の規定に基づき、答申いたします。

記

1. はじめに

通学区域は、適切な学校環境の基で、子どもの学びを保障し、通学の安全確保や学校規模の適正化を図るとともに、学校と地域が一体となって子どもを育む体制を整えることを目的に設定されたものである。

しかしながら、今般の児童生徒数の変動や都市基盤整備等により、現状の通学区域は、地域的な児童生徒数の偏在によって学校規模に差が生じていることや、多くの中学校ブロックで、その中学校とブロック内の小学校の通学区域の一部が一致しておらず、「学び」と「育ち」の連続性を大切にし、小中一貫教育を推進する本市においては、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学していることが課題として顕在化してきており、望ましい学校環境の提供が難しくなっている。

このような状況を踏まえ、教育委員会は、平成 30 年 3 月に『市川市立小学

校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針』を策定し、学校規模の適正化や小中学校の連続性を確保するための方策の一つとして、学校施設の建替えを行う際を中心に、通学路の安全や自治会の区分等に留意しつつ、小中学校の一致を目的とした通学区域の見直しを検討するとされた。

通学区域の見直しにあたっては、現状の通学区域の課題を検証した上で、地域の実情等を踏まえつつ、保護者や地域等と十分な協議、調整を行いながら進めることが重要である。

このような背景から、令和 2 年 7 月 22 日、教育委員会から、学校施設の建替え時に各学校の通学区域の見直しを行う際の指針となる『市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針』について諮問を受け、本答申に至ったものであり、これによって、適切な通学区域が設定され、子どもたちの望ましい学校環境の実現が一層推進されることを期待したい。

2. 方針策定のための基本的な考え方

本答申を基に教育委員会が『市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針』を策定し、その中で、通学区域の見直しを行う際のルール等を示した「通学区域の見直し方針」やそれに基づき作成した中学校ブロックごとの通学区域を示した「通学区域の再編案」を定め、通学区域の見直しを適切に進められたい。

3. 現状の通学区域の課題

(1) 小学校と中学校の通学区域の不一致

義務教育 9 年間の学びを支える環境を実現するためには、小中学校の通学区域は一致していることが望ましいといわれている。

しかしながら、本市では多くの中学校ブロックで、その中学校とブロック内の小学校の通学区域の一部が一致しておらず、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学している。

また、通学区域の弾力的運用として、小中学校ともに指定校変更制度を設けているが、中学校ブロックを単位とした学びと育ちの連続した環境づくりと適正配置の方策の効果を担保するためには、制度の在り方について検討を行う必要がある。

（２）通学路の安全確保

東京外郭環状道路や都市計画道路をはじめとした幅員が広く、交通量の多い道路の整備が進むなど、児童生徒の通学環境が変化する中で、通学路の安全対策を計画的かつ継続的に実施する必要がある。

（３）通学区域による地域コミュニティの分断

学校開校時の立地状況や学校規模、歴史的な背景などにより、現状の通学区域は、自治会などを基盤とした地域コミュニティを分断している地域がある。

このことにより、地域コミュニティの形成や地域行事、子ども会の活動などに支障をきたす場合も懸念される。

（４）学校規模の差

『市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針』では、小中学校の通常学級の適正な学級数を概ね 12 学級から 18 学級としているが、地域的な児童生徒数の偏在によって、特定の学校が小規模化あるいは大規模化することで、学校規模に差が生じてきている。

小規模校と大規模校には、それぞれ利点と課題があり、小規模校には、きめ細かな指導が行いやすいなどの利点がある一方で、児童生徒が生きる力を育むために多様な考えに触れたり、切磋琢磨したりすることのできる一定規模の集団が確保されにくいなど、多様な意見の中で新たな価値を創造する観点からは、教育条件への影響が懸念される。

大規模校には、多様なグループ活動が可能なことなどの利点があるが、学校行事等において係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が減少することなどが懸念される。

（５）通学距離

現状の通学距離は、適切な学校規模の条件として国が示す通学距離の規定（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令）に照らし、適正な距離となっているが、現状より広い通学区域を設定した場合には、遠方の学校に通学する児童生徒の登下校時の安全の低下や身体的な負担増が懸念される。

4. 通学区域の見直し方針

通学区域の見直しは、複数の課題に対応すること、学校ごとの実態に即したものであること、見直しの影響が過度とならないこと等に留意して進める必要がある。

このことから、見直しを行う際のルールとして、以下の項目を整理した。

(1) 見直しの視点及び留意点

①視点1 小中学校の連続性

子どもの学びと育ちの連続性を重要とし、小中学校の連続性（9年間の義務教育）を確保するため、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学することがないよう、原則として、小中学校の通学区域を一致させること。

②視点2 通学路の安全

交通量の多い幹線道路などには、横断歩道や歩道橋などの必要な安全対策を講じることが前提となるが、道路の構造上の理由等により、安全対策を講じることが困難な場合は、可能な限り、当該道路を通学区域の境界とすること。

③視点3 地域コミュニティのつながり

自治会等の一体性を様々な制度において確保することは、地域コミュニティの活性化や地域の防災力の向上につながることから、自治会単位で通学区域を編成することが望ましい。

このため、地域コミュニティや防災への影響を考慮し、可能な限り、自治会単位で通学区域を編成すること。

④視点4 学校規模の是正

学校規模の差によって、教育条件や教育環境に不均衡が生じないように、小規模校の是正を行うなど、可能な限り、規模の適正化を図ること。

⑤留意点 通学距離

本市の通学距離は概ね適正な距離となっているが、引き続き、児童生徒の登下校時の安全確保と身体的負担の軽減を図るため、小学校では4km以内、中学校では6km以内となるよう通学距離に留意すること。

（２）見直しの流れ

通学区域の再編案を作成する流れを以下のとおり整理した。

①小中学校の通学区域の一致（視点１ 小中学校の連続性）

中学校ブロック単位で、原則として、中学校の通学区域を小学校の通学区域に合わせられたい。

義務教育学校などの小中一貫教育を推進するための方策の検討が行われている中学校ブロックは、中学校の通学区域を、原則として、その対象となっている小学校の通学区域に合わせられたい。

②通学路の安全確保（視点２ 通学路の安全、留意点 通学距離）

道路の構造上の理由等により、交通量の多い幹線道路などに安全対策を講じることが困難な場合は、通学距離に留意しながら、可能な限り、当該道路を通学区域の境界とされたい。

③学校規模の是正（視点３ 地域コミュニティのつながり、視点４ 学校規模の是正）

隣接する学校が大規模校（19学級以上の学校）と過小規模校（小学校6学級、中学校9学級以下）となる場合は、規模の是正を目的に、可能な限り、自治会単位で通学区域を編成されたい。

（３）通学区域決定までの手続き

通学区域の見直しが、児童生徒の充実した学校生活の実現と地域の活性化につながるよう、保護者や地域住民と十分協議、調整を行いながら、適切に進めることが重要である。

このことから、各学校の新たな通学区域の決定にあたっては、通学区域の変更により、影響のある学校の学校運営協議会において、「通学区域の再編案」を基に、協議、調整を行われたい。

その上で、教育委員会は、本審議会に「通学区域の設定」について、諮問し、本審議会の答申を踏まえ、教育委員会会議に「通学区域の決定」について、議案を提出し、議決を得て、新たな通学区域を決定されたい。

なお、「現行の通学区域」と「通学区域の再編案」が同じ場合であっても、通学区域を決定した当時の背景や要因が現在とは異なることから、この流れに沿って、通学区域の変更がないことを決定されたい。

（４）通学区域の決定及び適用の時期

新たな通学区域を決定する対象は、学校施設の建替えを行う学校とし、通学区域は、建替え後の学校規模に影響を与えることから、原則、建替え後の学校規模を決定する前（基本構想・基本計画の策定）までに、新たな通学区域を決定されたい。

現行の通学区域では範囲内であったが、新たな通学区域では範囲外となった地域についても、通学区域を設定し、就学予定者が就学すべき学校を指定する必要があることから、新たな通学区域の決定と合わせて、当該地域の通学区域についても決定されたい。

また、通学区域の変更内容や効力発生時期等について、適切な方法で周知を行った上で、建替え後の学校施設の供用開始と合わせて、決定した通学区域を適用されたい。

（５）経過措置

望ましい学校環境を実現するため、通学区域の見直しを着実に進めながらも、児童生徒や保護者、地域への影響をできる限り少なくするため、慎重な対応が必要となる。

そこで、通学区域の変更に伴い、指定学校が変更となった児童生徒については、以下の経過措置を設けることとされたい。

- ①在校生は、卒業まで旧通学区域の指定学校への通学を可能とする。
- ②兄弟姉妹が旧通学区域の指定学校に在籍している場合、対象の児童生徒は、卒業まで旧通学区域の指定学校への入学・通学を可能とする。
- ③旧通学区域の指定学校から新通学区域の指定学校への転校はいつでも可能とする。

その他、地域の実情を踏まえ、学校運営協議会で協議、調整を行いながら必要な経過措置を学校ごとに検討することとされたい。

（６）指定校変更制度

本市は、保護者の就学義務を円滑に履行させるため、通学区域を設定し、就学予定者が就学すべき学校を指定している。

一方、児童生徒の具体的な事情に応じた対応ができるよう、保護者からの申請に基づき、一定の条件に該当する場合には、居住する住所の通学区域に基づき、指定される学校を変更できることとしている。（指定校変更制度）

中学校ブロックを単位とした学びと育ちの連続した環境づくりと適正配置の方策の効果を担保するため、新たな通学区域決定後の指定校変更制度の基本的な考え方については、原則以下のとおりに整理した。

また、当該指定校変更制度の効力発生時期については、通学区域の変更がある学校においては、新たな通学区域の適用時とし、通学区域の変更がない学校においては、建替え後の学校施設の供用開始時とされたい。

①通学（距離等）や学校生活（いじめ等）の安全に特段の配慮を要する場合に限り、指定学校を変更できるものとされたい。

②小中一貫教育推進の観点から、義務教育学校等への就学を希望し、通学距離などの一定の基準を満たした場合は、指定学校を変更できるものとされたい。

ただし、義務教育学校等の施設に余裕がなく、受け入れが困難な場合は、抽選等により就学を決定することとされたい。

なお、指定学校を変更し、居住する中学校ブロックと異なる中学校ブロックの小学校に就学した児童が、その小学校が属する中学校ブロックの中学校への就学を希望した場合の取り扱いや指定校変更に関わる具体的な許可基準等については、この基本的な考え方にに基づき、現在審議を行っている「指定校変更制度等の見直しについて」の答申を踏まえて整理されたい。

5. 通学区域の再編案の作成

通学区域の見直し方針で示した「見直しの流れ」に沿って、教育委員会が中学校ブロックごとに通学区域の再編案を作成し、それを基に学校運営協議会で協議、調整を行われたい。

学校運営協議会での協議、調整の結果、通学区域の再編案に見直しが必要となった場合には、それを踏まえ、全体の再編案を修正されたい。

ただし、既に新たな通学区域を決定した学校の通学区域には、原則、修正の影響は及ばないものとされたい。

6. 通学区域の見直しの推進にあたって

通学区域の見直しは、児童生徒の学校生活や地域活動などへ影響を与えることから、学校や地域の様々な条件を考慮し、丁寧に協議、調整を行うことで、保護者、地域住民に十分な理解と協力をいただきながら、円滑に進めら

れることをお願いしたい。

また、全市的な通学区域の見直しは、長期に及ぶことから、社会の動向等に注視し、適宜、見直しを行いながら、適切に進められたい。

以上

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会

会 長	中嶋	貞行
副会長	石田	清彦
委 員	石原	たかゆき
委 員	岩井	忠良
委 員	尾上	悦子
委 員	菊池	和彦
委 員	久保川	隆志
委 員	高梨	紀雄
委 員	高橋	大策
委 員	富田	勇人
委 員	中原	基貴
委 員	増田	貞幸

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校 通学区域の見直しに関する方針

■ 発行 令和４年８月 市川市教育委員会

■ 編集 市川市教育委員会学校教育部学校環境調整課

〒272-8501 市川市南八幡 2-20-2

電話 047-334-1111（代）
